

第3期富山市障害福祉計画



富山市

第 1 部 総 論

1 障害者自立支援法の制定	2
2 整備法等による障害者自立支援法の改正	3
3 障害者自立支援法のサービス体系	4
4 計画の性格等	5
(1) 計画の性格	5
(2) 計画の範囲	5
(3) 計画の期間	5
(4) 目標年度	5
5 基本的理念	6
(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の 尊重	6
(2) 障害の種類や地域におけるサービス格 差の解消	6
(3) 新たな課題に対応したサービス提供体 製の整備	6
6 計画の策定方法	7
(1) 自立支援サービス利用者調査による ニーズ等の把握	7
(2) 計画の策定体制	7

第 2 部 サービス利用者等

1 自立支援サービス利用者	10
(1) 障害程度区分認定者	10
(2) 障害程度区分調査方法の満足度	11
(3) 障害程度区分の調査が不満の理由	12
(4) 障害程度区分認定に対する自己判定	13
(5) 障害福祉サービス支給決定者	14
(6) 地域生活支援事業利用決定者	14
2 自立支援サービス利用者の属性	15
(1) 性・年齢	15
(2) 家族の平均人数	16
(3) 障害者手帳	17
(4) 身体障害者手帳所持者の障害の種類	17
(5) 要介護認定	18
(6) 障害程度区分	18
(7) 配偶者	19
3 障害者手帳所持者	20
(1) 身体障害者手帳所持者	20
(2) 療育手帳所持者	21
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	21

第3部 日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠

1 新体系サービス利用者	24
2 障害福祉サービス事業等移行計画調査結果	24
3 特別支援学校卒業者のサービス見込量	26
4 地域からの新規日中サービス利用者の推計	27
5 施設入所者およびグループホーム・ケアホーム入居者の推計	27
6 施設退所者およびグループホーム・ケアホーム退居者の推計	28
7 日中活動系・居住系サービスの合計	28

第4部 基本指針に定める数値目標

1 国の基本指針	32
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	32
(2) 就労支援事業の数値目標	32
2 第2期計画の目標値と実績（見込み）	33
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	33
(2) 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行	36
(3) 福祉施設から一般就労への移行	36
3 第3期計画の目標値	38
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	38
(2) 就労支援事業の数値目標	38

第5部 障害福祉サービス

1 訪問系サービス	42
2 日中活動系サービス	44
(1) 生活介護	44
(2) 自立訓練（機能訓練）	46
(3) 自立訓練（生活訓練）	47
(4) 就労移行支援	48
(5) 就労継続支援（A型）	49
(6) 就労継続支援（B型）	50
(7) 療養介護	52
(8) 児童デイサービス	53
(9) 短期入所	55
(10) 旧法施設支援（通所）事業所	56
3 居住系サービス	57
(1) グループホーム・ケアホーム	57
(2) 施設入所支援	59
4 相談支援	62

第6部 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の概要	64
(1) 目的	64
(2) 事業内容	64
2 相談支援事業	65
(1) 障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業	65
(2) 富山市障害者自立支援協議会	65
(3) 相談支援機能強化事業	65
(4) 成年後見制度利用支援事業	65
3 相談支援事業以外の必須事業	66
(1) コミュニケーション支援事業	66
(2) 日常生活用具給付等事業	67
(3) 移動支援事業	68
(4) 地域活動支援センター	69
4 任意事業	70
(1) 基幹相談支援センター	70
(2) 訪問入浴サービス事業	70
(3) 日中一時支援事業	71
(4) そのほかの任意事業	71

第7部 計画の推進に向けて

1 地域主権改革への対応	74
(1) 条例の制定	74
(2) 障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等	74
2 自立支援協議会	74
3 一般就労への移行支援	75
(1) 就労移行支援事業の充実	75
(2) 事業者への啓発、広報	75
(3) 雇用機会の拡大	75
(4) 雇用・就労の支援	76
4 介護保険サービス提供事業所の利用	76
5 虐待防止に対する取組み	76
6 広報・啓発	77

第8部 資料

第1 数値目標のまとめ	80
1 障害福祉サービス	80
2 地域生活支援事業	81

第2	自立支援サービス利用者調査の概要	82
1	調査の概要	82
(1)	調査の目的	82
(2)	調査方法等	82
(3)	回収結果	82
(4)	調査・分析にあたって	82
2	住居・生活場所	83
3	障害福祉サービス等	85
(1)	障害福祉サービス等の利用度・周知度	85
(2)	障害福祉サービスの満足度	86
(3)	障害福祉サービスの不満の内容	87
(4)	充実すべき障害福祉サービス等の種類	88
4	地域生活支援事業	89
(1)	地域生活支援事業の利用度・周知度	89
(2)	地域生活支援事業の満足度	90
(3)	地域生活支援事業の不満の内容	91
(4)	充実すべき地域生活支援事業の種類	92
5	おわりに	93
(1)	サービスの周知度	93
(2)	サービスの満足度	94
第3	富山市障害者自立支援協議会	95
1	富山市障害者自立支援協議会設置要綱	95
2	富山市障害者自立支援協議会委員名簿	97
第4	第3期富山市障害福祉計画策定経過	98

第1部

総論

1 障害者自立支援法の制定

平成15年度から施行された支援費制度は、想定外の利用量急増により財源不足に陥ったことや、各種サービスの提供や相談支援体制についての市町村格差が目立ってきました。また、精神に障害のある人は制度の対象になっていなかったこともあって、身体や知的障害のある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、利用者の入所期間の長期化等により、福祉施設の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められていました。このような状況への対応策として、平成17年11月、障害者自立支援法が公布されました。

① 障害福祉サービスの一元化

サービス提供主体が市町村に一元化され、障害のある人の自立支援を目的とした福祉サービスは、障害の種類にかかわらず、共通の制度により提供することとされました。

② 障害のある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした就労移行支援事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉側から支援することとされました。

③ 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害福祉に取り組み、障害のある人が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制が緩和されました。

④ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準が透明化、明確化されました。

⑤ 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化

i 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害のある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量と所得に応じた公平な利用者負担が求められるようになりました。

ii 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも、国が義務的に負担する仕組みに改められました。

障害者自立支援法では、以上の改正内容等を担保するために、市町村および都道府県に障害福祉計画の策定を義務づけています。

2 整備法等による障害者自立支援法の改正

平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」といいます）が公布されました。この法律による主な改正点は、次のとおりです。

① 利用者負担の見直し

利用者負担については、これまでの対策において軽減を図り、実質的に負担能力に応じた負担になっていましたが、そのことを法律上も明確化しました。

② 障害者の範囲の見直し

発達に障害のある人が障害者自立支援法の障害者の範囲に含まれることを明記しました。

③ 相談支援の充実等

- ・地域における障害のある人の相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」を市町村等が設置することができることとしました。
- ・既に多くの市町村が設置している「自立支援協議会」を法律上位置付けました。
- ・これまで補助事業として実施してきた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしました。
- ・支給決定のプロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、重度の障害のある人等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大しました。
- ・「成年後見制度利用支援事業」が地域生活支援事業の必須事業とされました。

④ グループホーム・ケアホームの利用助成

グループホーム・ケアホームを利用している障害のある人の居住に要する費用の助成を行うこととしました。

⑤ 障害福祉サービスの見直し

重度の視覚に障害のある人（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う「同行援護」が障害福祉サービスに位置付けられ、障害福祉サービスに位置付けられていた「児童デイサービス」は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることになりました。

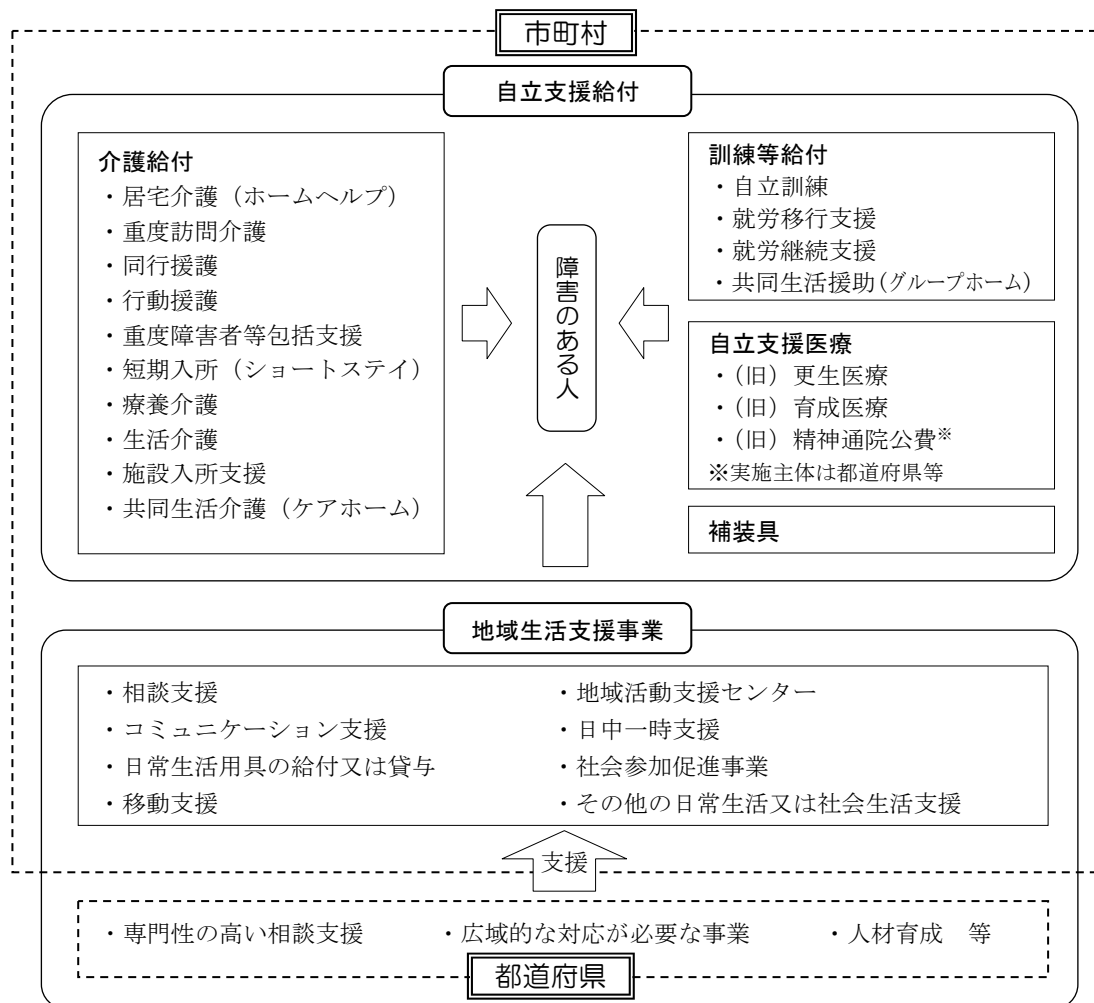
さらに、平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法が改正され、平成24年度

から、都道府県が処理している障害福祉サービス事業者、障害者支援施設および相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等が指定都市および中核市へ移譲されました。

3 障害者自立支援法のサービス体系

障害者自立支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」「ケアホーム」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「グループホーム」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記14サービスの総称です。

図1-1 障害者自立支援法のサービス体系



4 計画の性格等

(1) 計画の性格

- ① この計画は、障害者自立支援法第88条に定める障害福祉計画であり、厚生労働省の示した基本指針に即して策定しました。
- ② この計画は、「富山市障害者計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。

(2) 計画の範囲

- ① 障害福祉サービスの対象は、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人（発達に障害のある人を含みます）です。
- ② この計画の対象地域は富山市ですが、富山県が策定した「新とやま障害者自立共生プラン」で定められた富山障害保健福祉圏域に属する市町村と連携しながら推進します。

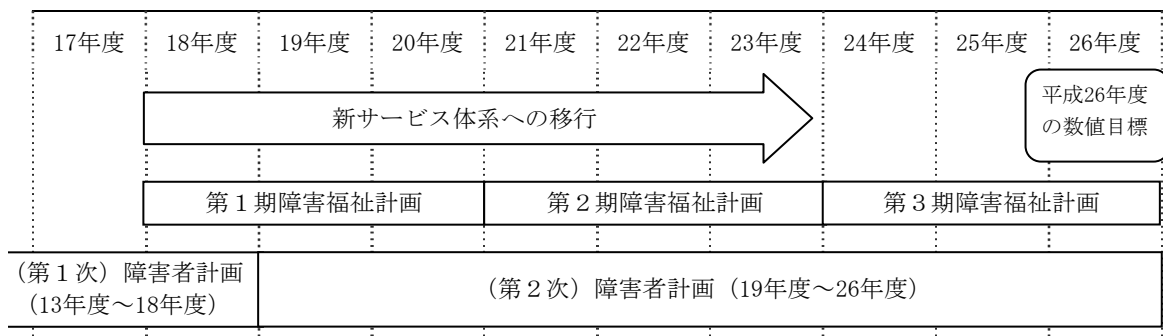
(3) 計画の期間

この計画は、平成24年度から平成26年度の3年間を計画期間とします。

(4) 目標年度

障害者自立支援法により、第1期計画時点の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了するのは、平成24年4月1日です。本計画においては、平成26年度を目標年度と位置づけ、本市の障害福祉サービス等が障害のある人のニーズに応じて、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定します。

図1-2 計画の期間



5 基本的理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ノーマライゼーション社会」の実現をめざす富山市障害者計画を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成し、推進します。

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスおよび相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備に努めます。

(2) 障害の種類や地域におけるサービス格差の解消

身体障害、知的障害および精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されました。本市は市街地から山間地までを含む広大な市域を有していますが、障害のある人が本市のどこに住んでいても適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。

6 計画の策定方法

(1) 自立支援サービス利用者調査によるニーズ等の把握

平成23年6月、「第3期富山市障害福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的として、障害者自立支援法による障害福祉サービス支給決定者および障害福祉サービス支給決定を受けていない地域生活支援事業受給者証所持者に、障害者自立支援法によるサービスのニーズや評価等についてお聞きしました。

表 1-1 回収結果

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,653人	899人	877人	53.1%

(2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として富山市障害者自立支援協議会を設けて、事務局は福祉保健部障害福祉課が担当しました。

第2部

サービス利用者等

1 自立支援サービス利用者

(1) 障害程度区分認定者

障害者自立支援法の障害程度区分は、18歳以上が区分1～6、18歳未満が区分1～3と なっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者 福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます）利用者については、 区分A～Cとなっています。平成23年6月現在、18歳以上の障害程度区分認定者は1,003 人、区分A～Cは355人、18歳未満の障害程度区分認定者は152人、合計1,510人です （図2-1）。この合計数は、3つの手帳所持者の合計の7%に届きません。

障害福祉サービスのうち、表2-1のサービスは該当する障害程度区分でなければ受けら れません。訓練等給付など、表2-1に該当しないサービスであっても、障害程度区分一次 判定を受けなければなりません。

図2-1 障害程度区分認定者数の推移

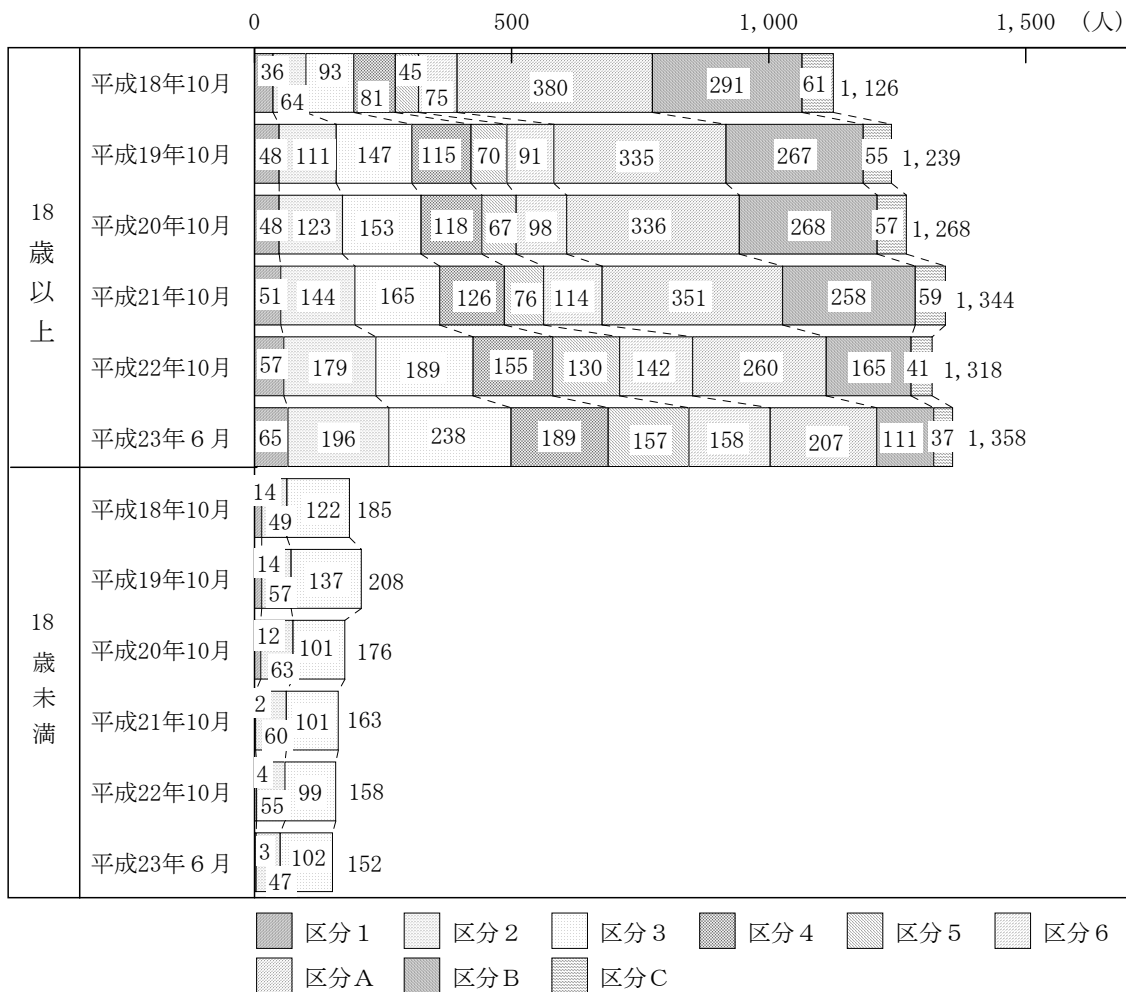


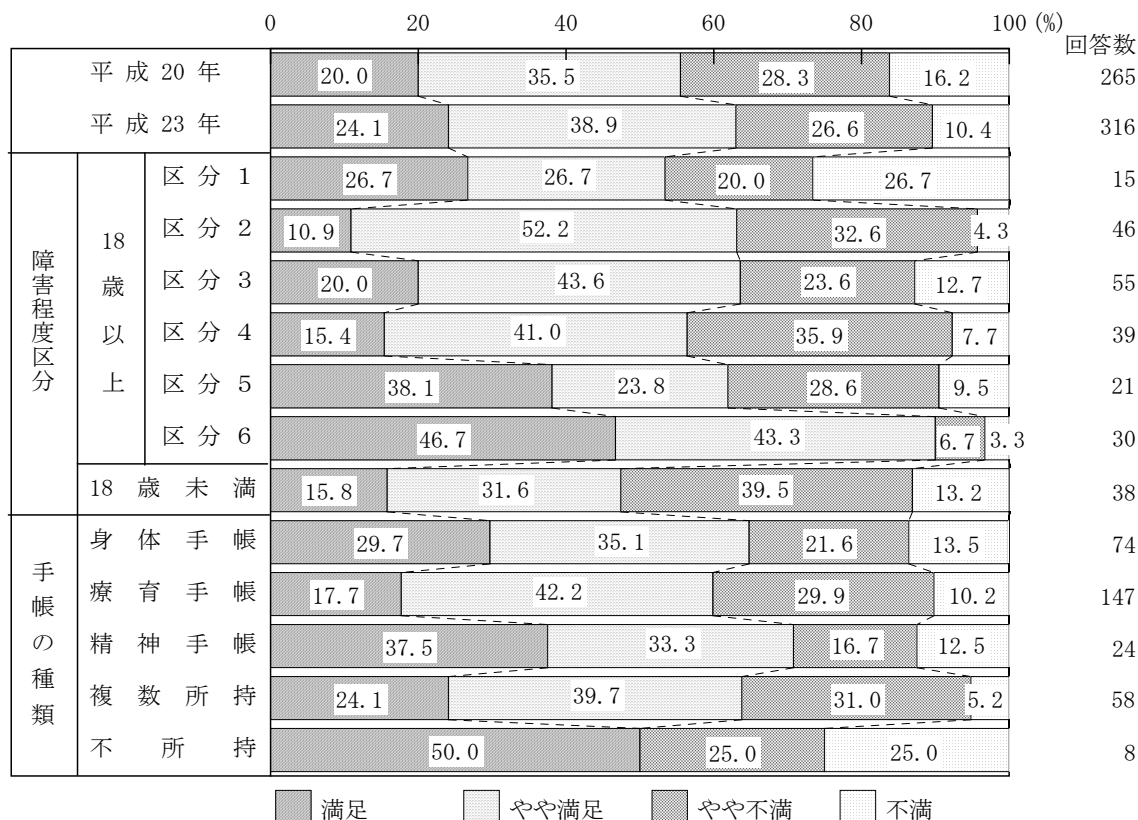
表 2-1 障害程度区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に調査項目あり）	ケアホーム	区分2以上
重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）

(2) 障害程度区分調査方法の満足度

平成23年6月に行った自立支援サービス利用者調査結果では、障害程度区分調査の方法に満足しているのは63.0%（「満足」（24.1%）＋「やや満足」（38.9%））、不満は37.0%（「やや不満」（26.6%）＋「不満」（10.4%））です。

図 2-2 障害程度区分調査方法の満足度（障害程度区分認定者）



(注) 1 無回答を除いて計算した。

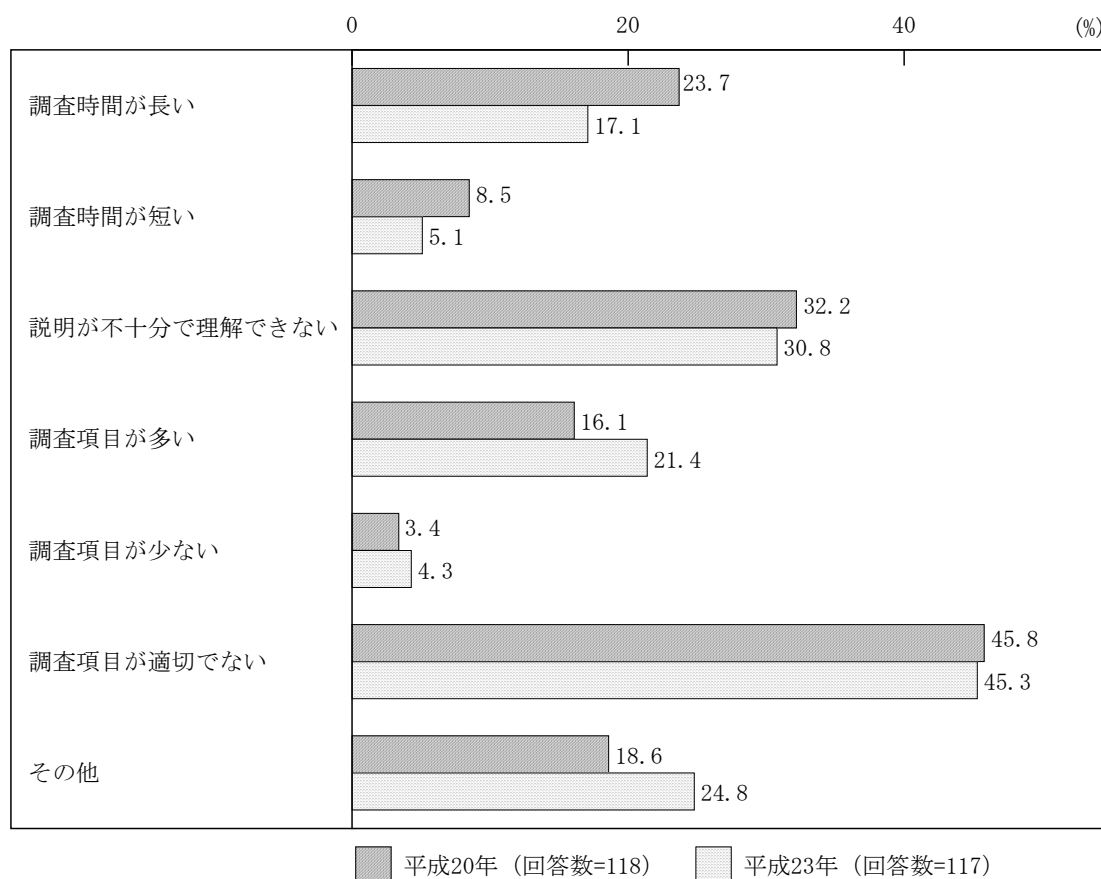
2 手帳の種類欄の「複数所持」とは障害者手帳を2種類以上持っている人をいい、「不所持」とは障害者手帳を持っていない人をいう（以下同じ）。

(3) 障害程度区分の調査が不満の理由

障害程度区分調査方法について「やや不満」「不満」と回答した人に、不満の理由をたずねた結果が図2-3です。平成20年9月に行った調査と同様に、「調査項目が適切でない」(45.3%)、「説明が不十分で理解できない」(30.8%)などが高い率を示しています。

障害程度区分の調査が不満な人の「その他」の理由として、「調査員によって結果が違う」「知的障害の場合、状態がよくなることのないのに、区分判定が低くなった」「指定日時に本人を連れて行くのがむずかしい」「区分の基準が不明」「調査員の理解不足」などの記述がありました。

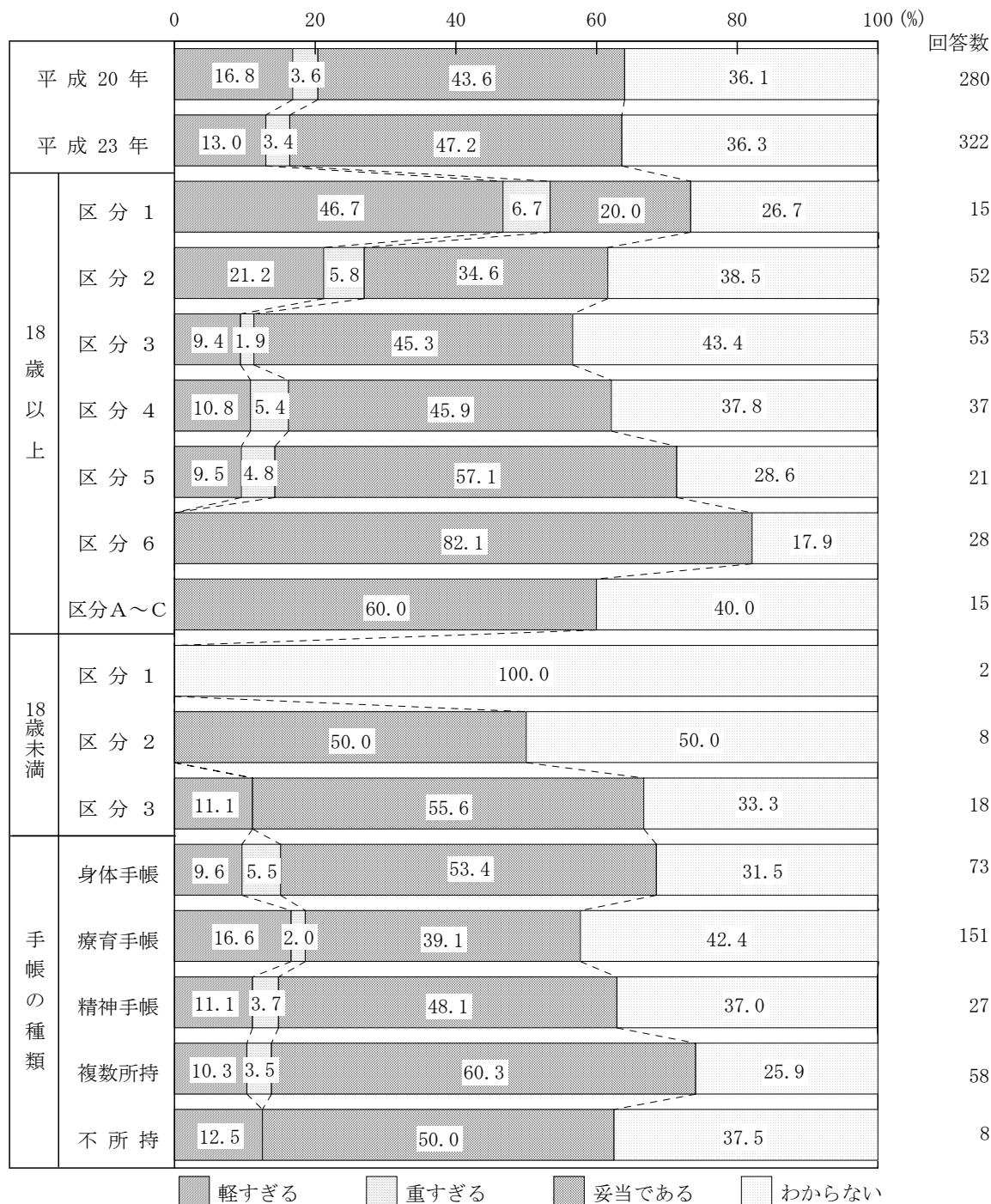
図2-3 障害程度区分の調査が不満の理由（障害程度区分認定者・複数回答）



(4) 障害程度区分認定に対する自己判定

自分の障害程度区分について、「軽すぎる」が13.0%、「重すぎる」が3.4%となっており、「妥当である」は47.2%、「わからない」と答えた人が36.3%もいます。「軽すぎる」は、障害程度区分の18歳以上の区分1・2、手帳の種類別の療育手帳所持者が高くなっています。

図2-4 障害程度区分の自己判定（障害程度区分認定者）

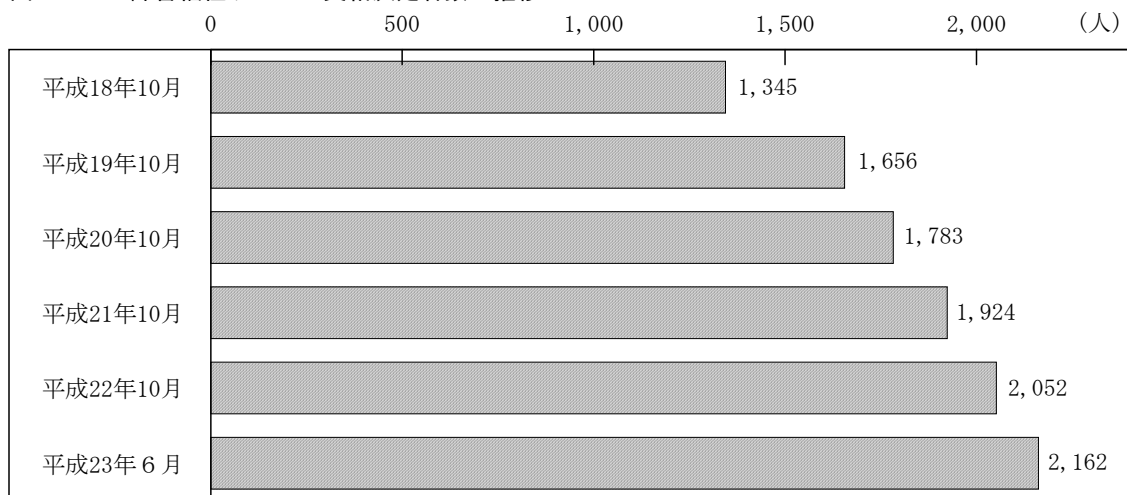


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図2-5は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続けています。

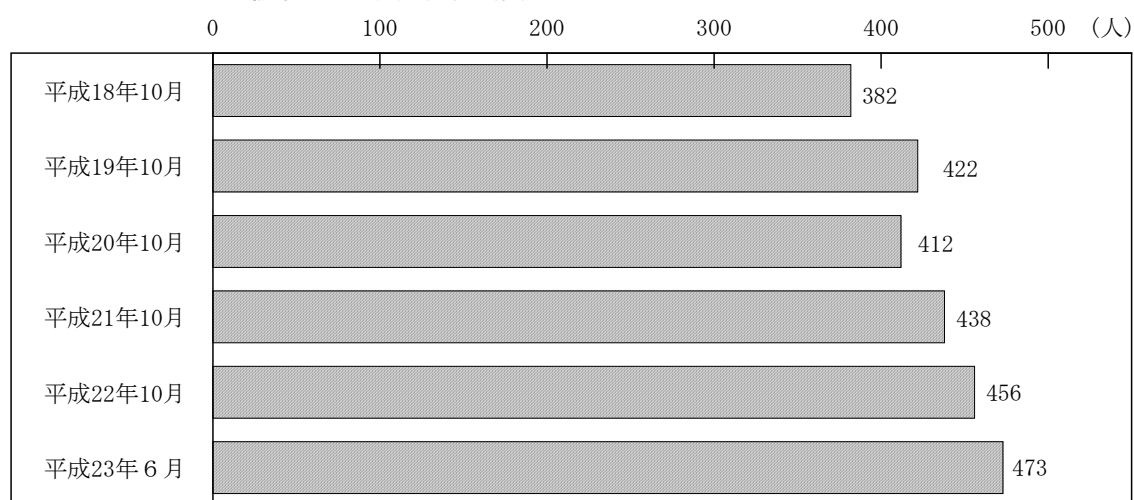
図2-5 障害福祉サービス支給決定者数の推移



(6) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図2-6は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の2割強となっています。

図2-6 地域生活支援事業利用決定者数の推移



2 自立支援サービス利用者の属性

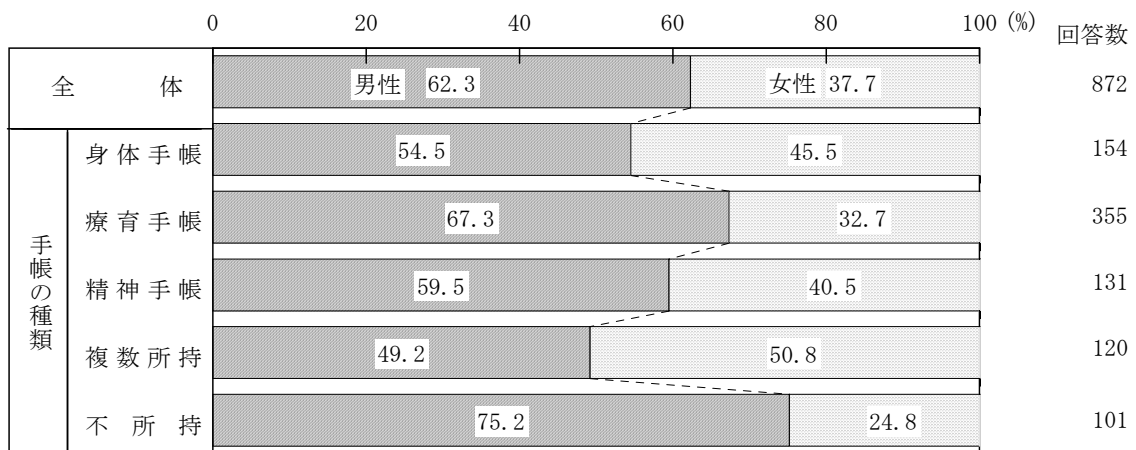
ここでは、平成23年6月に行った自立支援サービス利用者調査結果から、その属性等を把握します。

(1) 性・年齢

性別では、女性より男性が高く、特に療育手帳所持者と障害者手帳を持っていない人は男性が女性の2倍以上高くなっています（図2-7）。

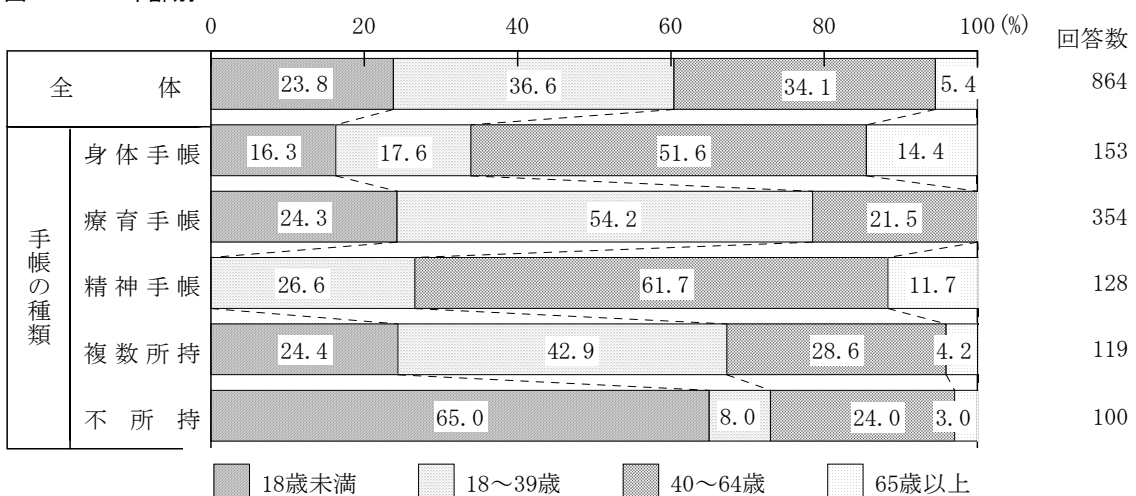
年齢別にみると、40歳未満が高いのは療育手帳所持者、手帳の複数所持者および障害者手帳を持っていない人、40歳以上が高いのは身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者です（図2-8）。

図2-7 性別



(注) 無回答を除いて計算した。

図2-8 年齢別



(注) 無回答を除いて計算した。

(2) 家族の平均人数

家族の平均人数は、平成22年国勢調査の全国平均2.42人、富山市平均2.58人と比較すると、療育手帳所持者、手帳の複数所持者および障害者手帳を持っていない人が非常に多くなっています(図2-9)。ひとり暮らし世帯が、全国・富山市とも30%前後あるのに、療育手帳所持者が5.1%、手帳の複数所持者が7.7%となっており、これらの人達の多くは家族の支援を受けながら生活しているという実態が垣間見えます(図2-10)。

図2-9 家族の平均人数

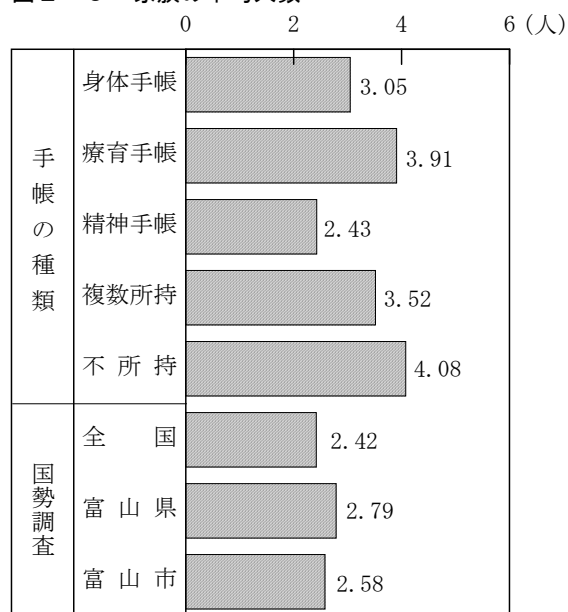
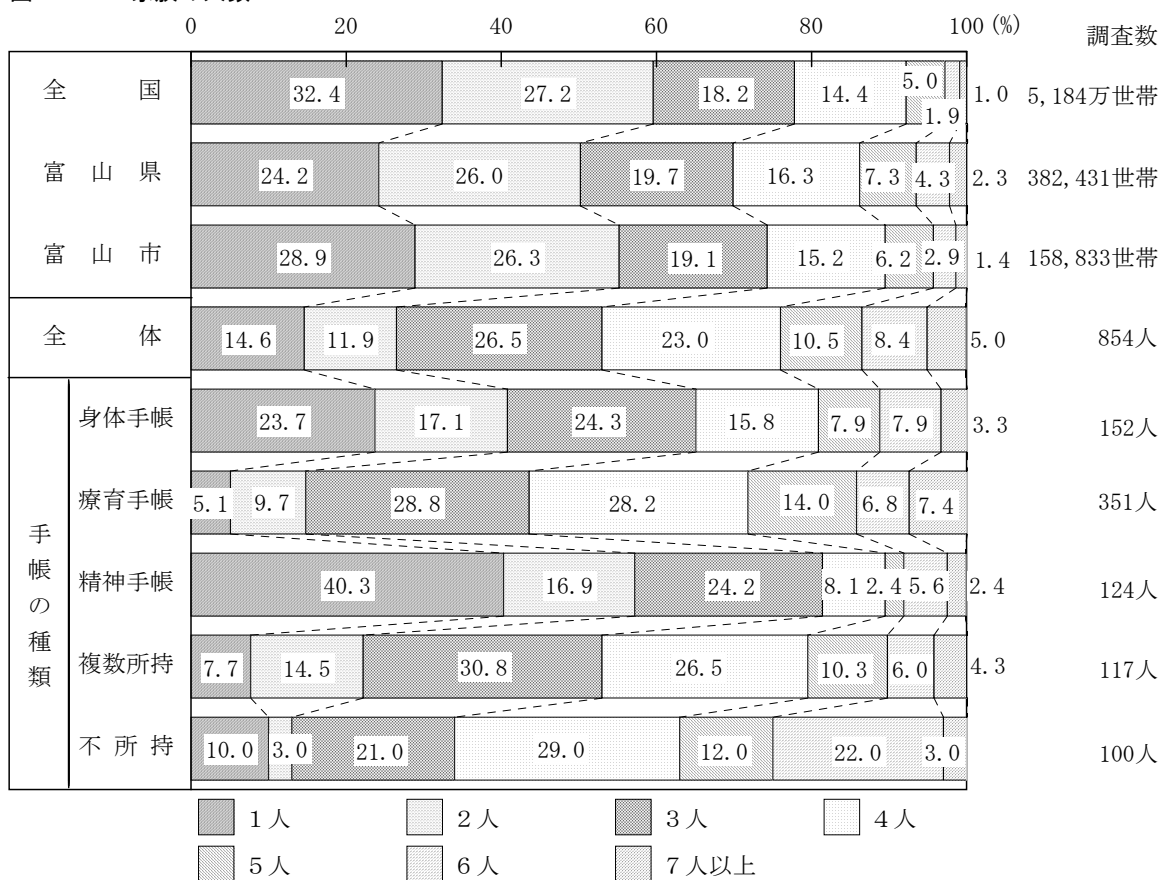


図2-10 家族の人数



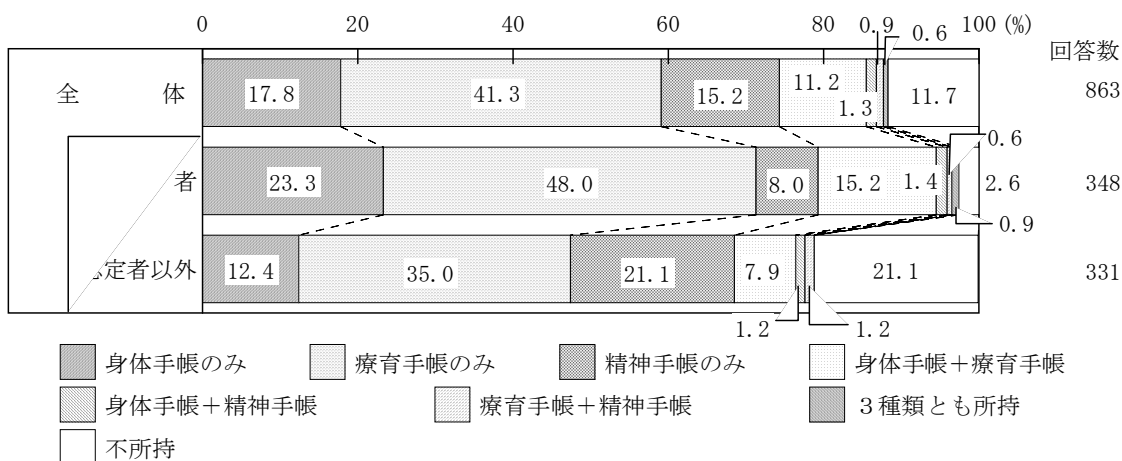
(注) 無回答を除いて計算した。

資料：「全国」「富山県」「富山市」は「国勢調査」(平成22年)

(3) 障害者手帳

障害程度区分認定者が所持している障害者手帳は、療育手帳のみが48.0%、身体障害者手帳のみが23.3%、身体障害者手帳と療育手帳の複数所持が15.2%、精神障害者保健福祉手帳のみが8.0%などとなっており、3種類とも所持していると答えた人が0.9%（3人）います。障害程度区分認定を受けていない人は、障害程度区分認定者より精神障害者保健福祉手帳所持者および障害者手帳を持っていない人の比率が高くなっています。

図2-11 所持している障害者手帳の種類

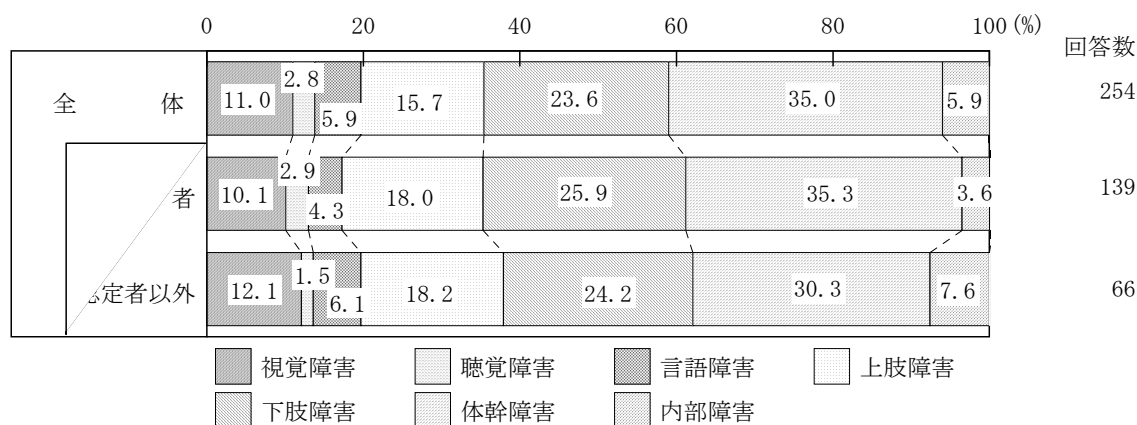


(注) 無回答を除いて計算した。

(4) 身体障害者手帳所持者の障害の種類

身体障害者手帳所持者の障害の種類は、「体幹障害」(35.0%)、「下肢障害」(23.6%)および「上肢障害」(15.7%)を合計した肢体不自由が74.3%を占めています。内部障害は身体障害者手帳所持者全体の32%を占めていますが、回答者の比率は低くなっています。

図2-12 身体障害者手帳所持者の障害の種類

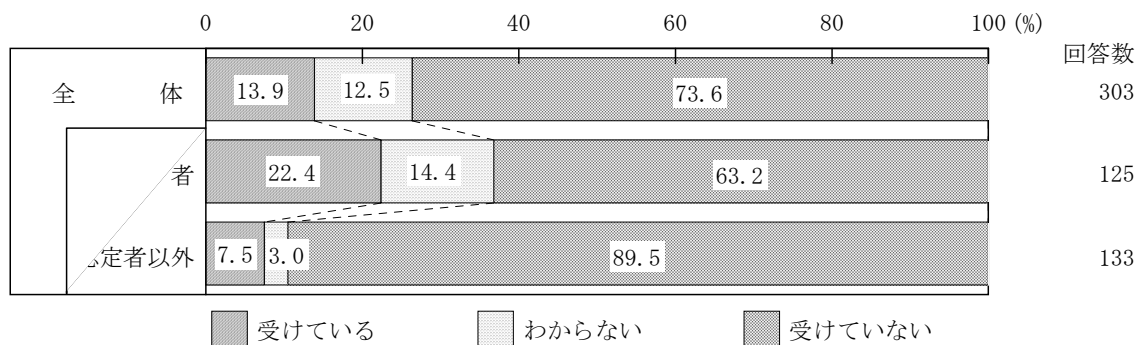


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 要介護認定

40歳以上の調査対象者に介護保険の要介護認定を受けているかたずねたところ、13.9%が要介護認定を受けていると答えています。要介護認定率は、障害程度区分認定者が高くなっています。

図2-13 要支援・要介護認定者（40歳以上）

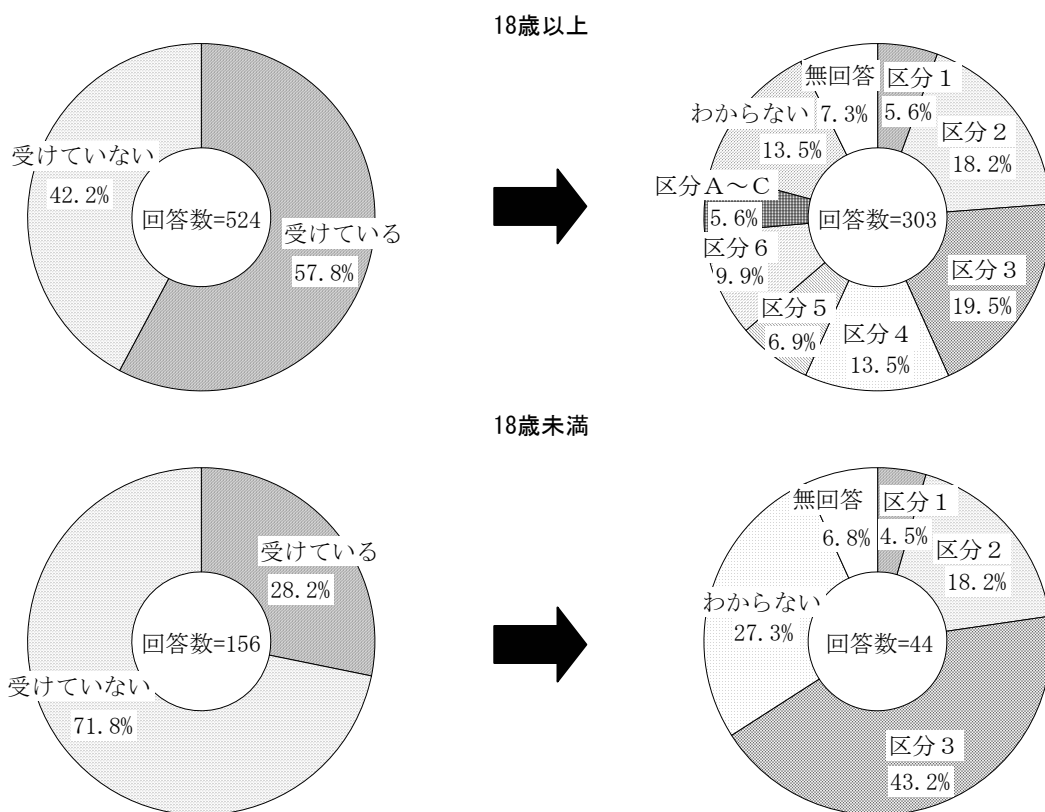


(注) 無回答を除いて計算した。

(6) 障害程度区分

障害程度区分を「受けている」のは、18歳以上が57.8%、18歳未満が28.2%です。

図2-14 障害程度区分

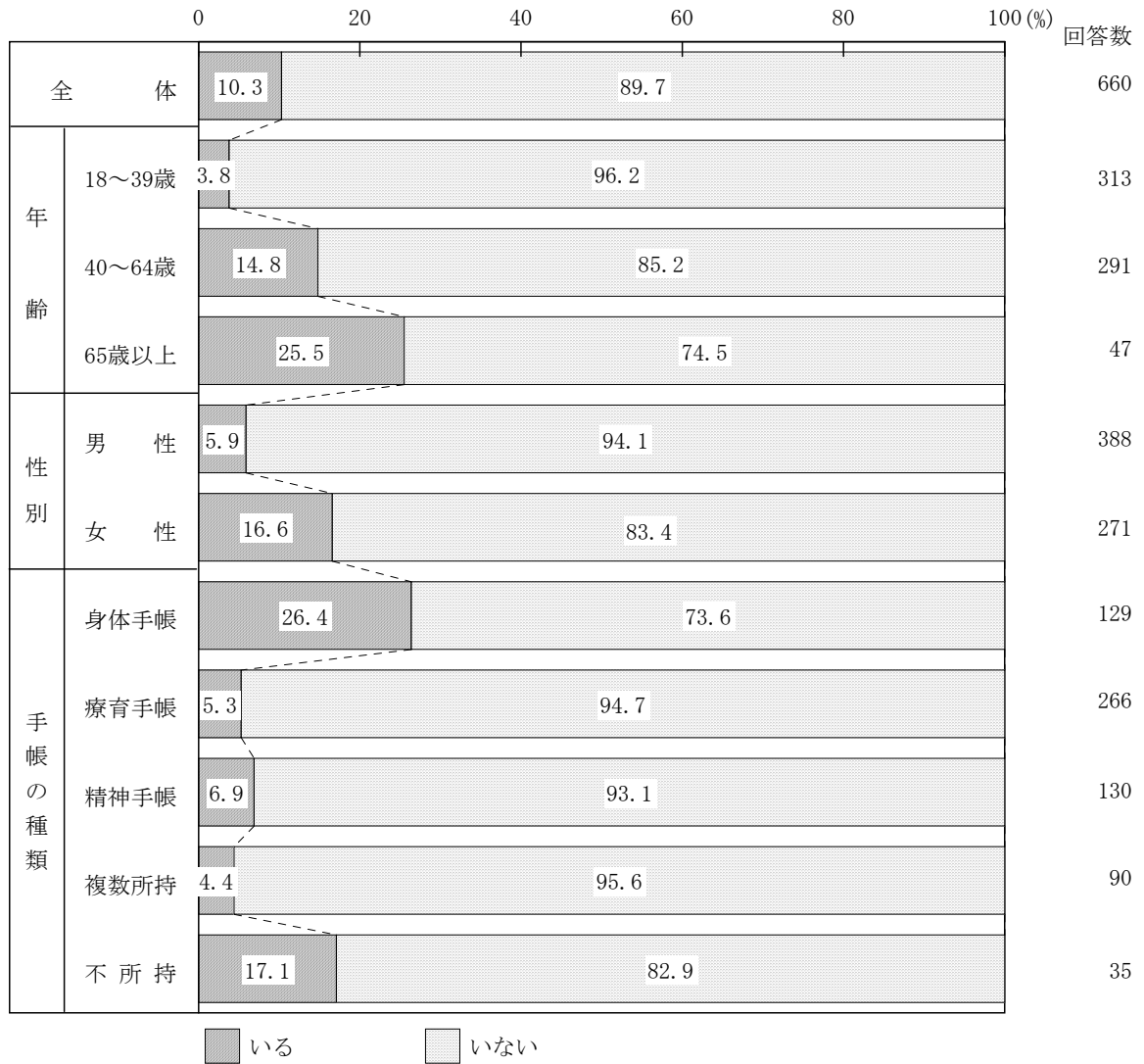


(注) 無回答を除いて計算した。

(7) 配偶者

配偶者のいる18歳以上の人は10.3%です。年齢別では高年齢層ほど、性別では女性の「いる」率が高くなっています。手帳の種類別にみると、「いる」率は身体障害者手帳所持者が他の手帳所持者より高くなっています。

図2-15 配偶者の有無（18歳以上）



(注) 無回答を除いて計算した。

3 障害者手帳所持者

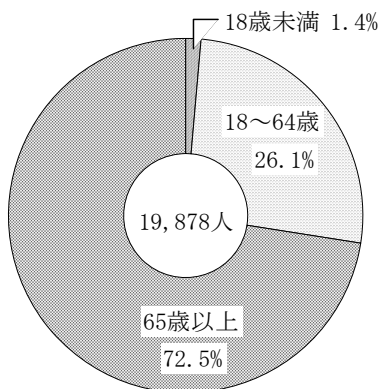
(1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別にみると、65歳以上の人が72.5%を占めています（図2-16）。65歳以上の身体障害者手帳所持者のなかには、介護保険サービスを利用している人がかなりいると推定されます。

平成23年3月末日現在の身体障害者手帳所持者は19,878人であり、そのうち53.4%を肢体不自由が占めています（図2-17）。

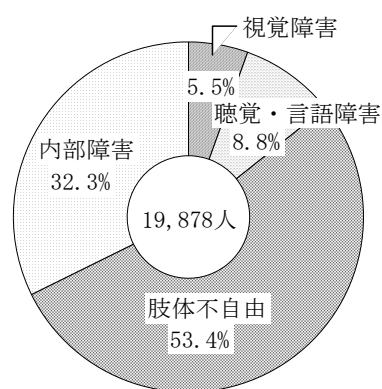
図2-18により障害の種類別の障害等級をみると、1・2級の重度の比率の高い障害の種類は、視覚障害と内部障害です。

図2-16 年齢別身体障害者手帳所持者数



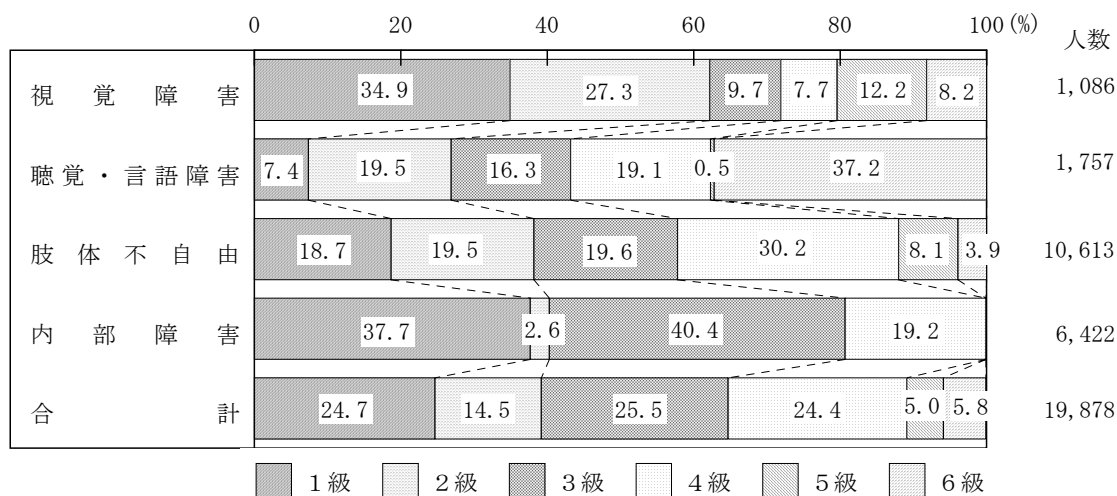
(注) 平成23年3月末日現在

図2-17 障害の種類別身体障害者手帳所持者数



(注) 平成23年3月末日現在

図2-18 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数



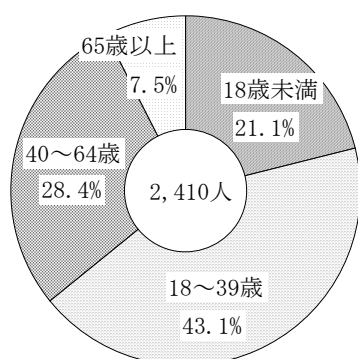
(注) 平成23年3月末日現在

(2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。年齢別の療育手帳所持者数をみると、18～39歳の43.1%が最も高く、次いで40～64歳の28.4%となっています。今後は65歳以上の療育手帳所持者も増加すると考えられます（図2-19）。

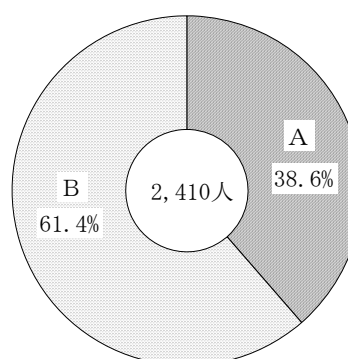
障害の程度別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が38.6%、B（その他）が61.4%となっています（図2-20）。

図2-19 年齢別療育手帳所持者数



(注) 平成23年3月末現在

図2-20 障害の程度別療育手帳所持者数

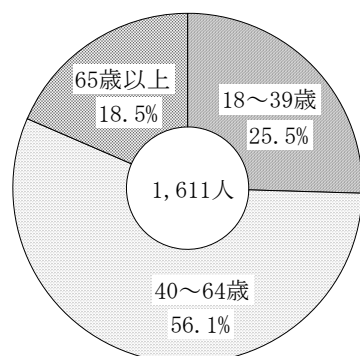


(注) 平成23年3月末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

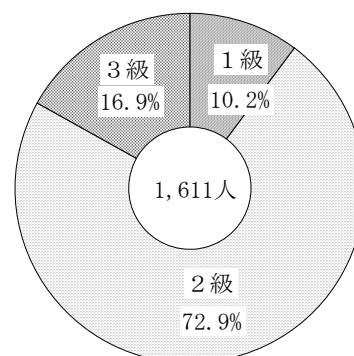
平成7年に精神保健法が改正され、法律名も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。手帳の交付は、平成7年10月1日から始まり、平成23年3月末日現在の手帳所持者数は1,611人です。精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がいるため、精神に障害のある人の実数を正確に把握することは非常に困難な状況にあります。

図2-21 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成23年3月末現在

図2-22 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数



(注) 平成23年3月末現在

第3部

日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠

1 新体系サービス利用者

平成23年度の各新体系サービス別の利用者数の見込みは、次のとおりです。

表3-1 新体系サービス利用者（平成23年度見込み）

区分	日中活動系サービス							居住系サービス		
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム
平成23年6月	483	4	47	38	27	492	381	297	57	121

2 障害福祉サービス事業等移行計画調査結果

旧体型サービス提供事業所は、平成24年4月1日までに新体系サービスに移行しなければなりません。旧体型サービス利用者の新体系移行について市が調査し、移行計画をまとめたのが表3-2です。

表3-2 障害福祉サービス事業等移行計画調査結果

区分	日中活動系サービス							居住系サービス				
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
23年度	身障入所療護施設	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-	
	身障入所授産施設	4	-	-	-	-	-	4	-	-	-	
	知障入所更生施設	4	-	-	-	-	12	4	12	-	-	
	知障通所更生施設	88	-	-	-	-	-	/	/	/	/	
	身障通所授産施設	-	-	-	-	-	1	-	/	/	/	
	小計	98	-	-	-	-	13	-	9	12	1	-

区 分		日 中 活 動 系 サ ー ビ ス							居 住 系 サ ー ビ ス			
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
24 年 4 月	身障入所療護施設	41	-	-	-	-	-	-	41	-	-	-
	身障入所更生施設	-	18	-	-	-	-	-	18	-	-	-
	身障入所授産施設	15	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-
	知障入所更生施設	84	-	-	-	-	-	-	78	6	-	-
	知障入所授産施設	5	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-
	身障通所療護施設	7	-	-	-	-	-	-	/	/	/	/
	身障通所授産施設	12	-	-	9	-	20	-	/	/	/	/
	知障通所授産施設	5	-	-	-	-	1	-	/	/	/	/
	福祉ホームB型等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	-
	小 計	169	18	-	9	-	21	-	157	6	37	-
累 計	267	18	-	9	-	34	-	166	18	38	-	

3 特別支援学校卒業者のサービス見込量

平成23年4月現在の特別支援学校高等部在籍生徒数は、表3-3のとおりであり、これと特別支援学校高等部の進路状況調査を参考に目標年度のサービス見込量を表3-4としました。

表3-3 特別支援学校高等部在籍生徒数（平成23年4月現在）

区 分	1 年	2 年	3 年	計
富山視覚総合支援学校	3	10	10	23
富山聴覚総合支援学校	3	3	5	11
にいかわ総合支援学校	1	-	-	1
しらとり支援学校	28	35	20	83
となみ総合支援学校	2	-	3	5
富山大学附属特別支援学校	5	7	7	19
富山総合支援学校	22	11	9	42
高志支援学校（分教室含む）	2	2	1	5
ふるさと支援学校	7	2	1	10
合 計	73	70	56	199

表3-4 特別支援学校高等部卒業者のサービス見込量

区 分	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス								居 住 系 サ ー ビ ス			
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	一般就労	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
24 年 度	7	1	-	7	10	13	-	18	2	-	-	54
25 年 度	19	2	-	15	20	32	-	38	4	-	-	122
26 年 度	34	3	-	23	30	51	-	58	6	-	-	193

4 地域からの新規日中サービス利用者の推計

地域からの新規日中サービス利用者については、就労継続支援A型事業所の整備に伴い、就労継続支援B型から就労継続支援A型にサービス変更する人も含めて、次のとおり見込みました。

表3-5 地域からの新規日中サービス利用者の推計

区 分	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス							居 住 系 サ ー ビ ス			
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
24年度	10	-	2	3	20	5	-	-	-	-	-
25年度	30	-	4	6	35	-	-	-	-	-	-
26年度	50	-	6	9	50	△5	-	-	-	-	-

5 施設入所者およびグループホーム・ケアホーム入居者の推計

新規施設入所者の見込みは毎年24人、精神科病院退院者を含めた新規グループホームの入居者は毎年30人、新規ケアホーム入居者は毎年8人とし、そのサービス見込量は表3-6のとおりです。在宅からの新規入所・入居者は、入所・入居前に日中活動系サービスを利用していたと考えられるので、日中活動系サービスは見込みません。

表3-6 新規入所・入居者の見込量

区 分	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス							居 住 系 サ ー ビ ス			
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
24年度	-	-	1	-	1	5	2	24	8	30	-
25年度	-	-	2	-	2	10	4	48	16	60	-
26年度	-	-	3	-	4	15	7	72	24	90	-

6 施設退所者およびグループホーム・ケアホーム退居者の推計

施設入所者の地域生活への移行、グループホーム・ケアホーム退居者、介護保険施設への入所、他市町村への転出、入院、死亡等による利用者の減少は、次のとおり見込みました。

表3-7 施設退所者の見込量

区 分	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス							居 住 系 サ ー ビ ス				
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	福祉ホーム	自宅・その他
24年度	25	-	-	-	-	2	-	25	1	20	-	-
25年度	52	-	-	-	-	4	-	52	2	40	-	-
26年度	79	-	-	-	-	7	-	79	2	60	-	-

7 日中活動系・居住系サービスの合計

日中活動系・居住系サービスの利用量の見込みは、前記1～6を合計した表3-8のとおりとなります。

表3-8 日中活動系・居住系サービス利用量の見込み

区 分	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス							居 住 系 サ ー ビ ス				
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
24年度	新体系サービス利用者	483	4	47	38	27	492	381	297	57	121	
	移行計画調査	267	18	-	9	-	34	-	166	18	38	-
	特別支援学校卒業生	7	1	-	7	10	13	-	2	-	-	
	新規日中活動利用者	10	-	2	3	20	5	-	-	-	-	
	新規入所・入居者	-	-	1	-	1	5	2	24	8	30	
	施設退所者	△25	-	-	-	-	△2	-	△25	△1	△20	
	合 計	742	23	50	57	58	547	383	464	82	169	0

区 分		日 中 活 動 系 サ ー ビ ス						居 住 系 サ ー ビ ス				
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
25 年 度	新体系サービス利用者	483	4	47	38	27	492	381	297	57	121	
	移行計画調査	267	18	-	9	-	34	-	166	18	38	-
	特別支援学校卒業生	19	2	-	15	20	32	-	4	-	-	
	新規日中活動利用者	30	-	4	6	35	-	-				
	新規入所・入居者	-	-	2	-	2	10	4	48	16	60	
	施設退所者	△52	-	-	-	-	△4	-	△52	△2	△40	
	合 計	747	24	53	68	84	564	385	463	89	179	0
26 年 度	新体系サービス利用者	483	4	47	38	27	492	381	297	57	121	
	移行計画調査	267	18	-	9	-	34	-	166	18	38	-
	特別支援学校卒業生	34	3	-	23	30	51	-	6	-	-	
	新規日中活動利用者	50	-	6	9	50	△5	-				
	新規入所・入居者	-	-	3	-	4	15	7	72	24	90	
	施設退所者	△79	-	-	-	-	△7	-	△79	△2	△60	
	合 計	755	25	56	79	111	580	388	462	97	189	0

第4部

基本指針に定める数値目標

1 国の基本指針

国の基本指針においては、障害のある人の自立支援の観点から、平成26年度を目標年度として、次の項目について数値目標の設定を求めています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成17年度末の施設入所者の3割以上が地域生活に移行することをめざします。
- ② 平成17年度末の施設入所者数を1割以上削減することを基本とします。

- (注) 1 入所施設とは、長期の入所が常態化している障害者支援施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設および精神障害者福祉ホームB型をいいます。
- 2 地域生活への移行とは、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等への移行をさします。

(2) 就労支援事業の数値目標

- ① 平成17年度中の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ② 平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用することを基本とします。
- ③ 平成26年度末の就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本とします。

- (注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。
- 2 福祉施設とは、次のサービスを提供する施設をいいます。
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

2 第2期計画の目標値と実績（見込み）

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する第2期計画の目標値は、次のとおりです。

- ① 平成23年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、96人（18.0%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成23年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から68人（12.8%）減少した465人とします。

福祉施設の入所者の地域生活への移行数は、目標の96人に対して89人と目標値に達しませんでした。第2期計画における国の基本指針の「1割以上」はクリアしています（表4-1・表4-2参照）。

施設入所者数の減少は、21人ととどまっています（表4-1参照）。平成18年度から平成23年度（見込み）の6年間に、地域移行、他施設（特別養護老人ホーム等）への入所、入院および死亡が155人ありましたが、新規に入所した市民が134人あったため、あまり減少しませんでした（表4-2参照）。

表4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数等の目標値と実績（見込み）

区 分	目 標 値	実 績 (見込み)	考 え 方
平成17年度末の施設入所者数	533人		平成17年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	96人 (18.0%)	89人 (16.7%)	平成17年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人数
入所者の減少数	68人 (12.8%)	21人 (3.9%)	平成23年度末段階での削減見込数

表4-2 入所者の退所等の状況

区 分		新規入所 (A)	退 所 等				合計(B)	差 引 (A-B)
			地域移行	他施設 (高齢)	入院	死亡		
平成 18 年度	身体障害	8	3	-	1	-	4	4
	知的障害	18	9	1	1	2	13	5
	小 計	26	12	1	2	2	17	9
平成 19 年度	身体障害	4	1	1	1	-	3	1
	知的障害	15	10	1	2	4	17	△2
	小 計	19	11	2	3	4	20	△1
平成 20 年度	身体障害	7	2	-	-	-	2	5
	知的障害	15	5	-	-	7	12	3
	小 計	22	7	-	-	7	14	8
平成 21 年度	身体障害	5	3	1	1	2	7	△2
	知的障害	20	19	13	-	3	35	△15
	小 計	25	22	14	1	5	42	△17
平成 22 年度	身体障害	6	2	3	-	5	10	△4
	知的障害	21	4	8	2	4	18	3
	小 計	27	6	11	2	9	28	△1
平成 23 年度	身体障害	5	5	2	-	-	7	△2
	知的障害	10	26	1	-	-	27	△17
	小 計	15	31	3	-	-	34	△19
6 年 間 計	身体障害	35	16	7	3	7	33	2
	知的障害	99	73	24	5	20	122	△23
	合 計	134	89	31	8	27	155	△21

(注) 平成23年度は見込み

表4-3 入所施設からの地域生活移行の状況

区 分		自宅・ アパート	グ ル ー プ ホーム・ケア ホーム	福祉ホーム	その他	合計
平成 18 年度	身体障害	2	-	-	1	3
	知的障害	2	6	-	1	9
	小 計	4	6	-	2	12
平成 19 年度	身体障害	1	-	-	-	1
	知的障害	5	5	-	-	10
	小 計	6	5	-	-	11
平成 20 年度	身体障害	1	-	-	1	2
	知的障害	1	3	-	1	5
	小 計	2	3	-	2	7
平成 21 年度	身体障害	3	-	-	-	3
	知的障害	1	18	-	-	19
	小 計	4	18	-	-	22
平成 22 年度	身体障害	2	-	-	-	2
	知的障害	3	1	-	-	4
	小 計	5	1	-	-	6
平成 23 年度	身体障害	3	2	-	-	5
	知的障害	1	25	-	-	26
	小 計	4	27	-	-	31
6 年間 計	身体障害	12	2	-	2	16
	知的障害	13	58	-	2	73
	合 計	25	60	-	4	89

(注) 平成23年度は見込み

(2) 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

社会的入院に該当する精神に障害のある本市民は、134人と県が示しました。この134人については、平成24年度までに地域移行することとし、平成23年度末までには112人が地域移行することを目標としましたが、現時点において精神病院入院者の退院状況等を把握することは困難です。

表4-4 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行目標数値

項目	目標値	考 え 方
退院可能な精神に障害のある人	134人	平成17年度の退院可能な精神に障害のある人
減少数	112人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す人数

(3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表4-5のとおり28人を目標としましたが、平成23年度の見込みは11人です。基本指針に定める福祉施設には該当しませんが、地域活動支援センターⅢ型からの移行者が5人います。この6年間では95人が福祉施設から一般就労へ移行する見込みであり、1年平均では15.8人移行したことになります。なお、平成22年度には、26人が福祉施設から一般就労へ移行しました(表4-5・表4-6参照)。

表4-5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標値	実績(見込み)	考 え 方
平成17年度の年間一般就労移行者数	7人		平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	28人(4倍)	11人(1.6倍)	平成23年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

表4-6 福祉施設から一般就労への移行者

単位：人

区 分		身体障害	知的障害	精神障害	合 計
平成 18 年度	入所施設	-	3	-	3
	通所施設	2	4	14 (4)	20 (4)
	小 計	2	7	14 (4)	23 (4)
平成 19 年度	入所施設	-	1	-	1
	通所施設	1	6	12 (5)	19 (5)
	小 計	1	7	12 (5)	20 (5)
平成 20 年度	入所施設	-	1	-	1
	通所施設	1	7	11 (7)	19 (7)
	小 計	1	8	11 (7)	20 (7)
平成 21 年度	入所施設	-	-	-	-
	通所施設	1	5	10 (5)	16 (5)
	小 計	1	5	10 (5)	16 (5)
平成 22 年度	入所施設	-	-	-	-
	通所施設	3	7	22 (6)	32 (6)
	小 計	3	7	22 (6)	32 (6)
平成 23 年度	入所施設	-	-	-	-
	通所施設	1	5	10 (5)	16 (5)
	小 計	1	5	10 (5)	16 (5)
6 年間 計	入所施設	-	5	-	5
	通所施設	9	34	79 (32)	122 (32)
	合 計	9	39	79 (32)	127 (32)

(注) 1 ()内は、地域活動支援センターⅢ型からの移行者数
2 平成23年度は見込み

3 第3期計画の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ① 平成26年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、160人（30.0%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成26年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から71人（13.3%）減少した462人とします。

表4-7 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考 え 方
平成17年度末の施設入所者数	533人	平成17年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	160人（30.0%）	平成17年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する人数
削減見込	71人（13.3%）	平成26年度末段階での削減見込数

(2) 就労支援事業の数値目標

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表4-8のとおり28人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

表4-8 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項 目	目標数値	考 え 方
平成17年度の年間一般就労移行者数	7人	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	28人 (4倍)	平成26年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の福祉施設利用見込者のうち、79人（4.9%）が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

表 4-9 就労移行支援事業の目標利用者数

項 目	目標数値	考 え 方
平成26年度末の福祉施設 利用見込者数	1,606人	平成26年度末における福祉施設の利用見込者数
目標年度の就労移行支援 事業の利用者数	79人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する人 数

③ 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援事業利用見込者691人のうち、111人（16.1%）が就労継続支援（A型）事業を利用することを目標とします。就労移行支援事業者、就労継続支援（B型）事業者に対して、就労継続支援（A型）への取組みを促すとともに、一般企業に対しても就労継続支援（A型）への取組みを働きかけます。

表 4-10 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

項 目	目標数値	考 え 方
平成26年度末の就労継続 支援（A型）事業の利用 見込者（A）	111人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用 する人数
平成26年度末の就労継続 支援（B型）事業の利用 見込者	580人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用 する人数
平成26年度末の就労継続 支援（A型+B型）事業 の利用見込者（B）	691人	平成26年度末において就労継続支援（A型+B型）事業 を利用する人数
目標年度の就労継続支援 （A型）事業の利用者の 割合（A）／（B）	16.1%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する人 のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人の割合

第5部

障害福祉サービス

1 訪問系サービス

訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

居宅介護 障害のある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

重度訪問介護 重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

同行援護 移動に著しい困難がある視覚に障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービスです。

行動援護 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害のある人又は統合失調症等の重度の精神に障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいいます。移動の場合も利用できます。

重度障害者等包括支援 常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

① 第2期計画と実績

第2期計画においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援という区別をしないで、これらを一括した「訪問系サービス」として見込量を掲げました。訪問系サービスの利用者数は計画を少し下回って推移していますが、利用延時間数は計画を上回っています。平成23年度（見込み）においては、居宅介護利用者は184人、1人1月あたり利用時間数は21時間、重度訪問介護利用者は16人、1人1月あたり利用時間数は200時間となっています。なお、行動援護および重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

表5-1 訪問系サービスの第2期計画と実績

区 分			平成21年度		平成22年度		平成23年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人)			175	157	190	179	210	200
利用延時間数(時間/月)			5,425	5,519	5,890	6,477	6,510	7,080
内	居宅介護	利用者数(人)	/	141	/	163	/	184
		利用延時間数(時間/月)	/	2,894	/	3,442	/	3,880
訳	重度訪問介護	利用者数(人)	/	16	/	16	/	16
		利用延時間数(時間/月)	/	2,625	/	3,035	/	3,200

② 見込量

居宅介護および重度訪問介護の見込量は、平成21年度から平成23年度の利用実績を参考に、同行援護の見込量は視覚に障害のある人の移動支援事業の利用実績を参考に、次のとおりとしました。

表5-2 訪問系サービスの見込量

区 分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)			234	259	282
利用延時間数(時間/月)			7,786	8,632	9,270
内	居宅介護	利用者数(人)	205	225	245
		利用延時間数(時間/月)	4,370	4,860	5,350
訳	重度訪問介護	利用者数(人)	16	17	17
		利用延時間数(時間/月)	3,300	3,600	3,700
訳	同行援護	利用者数(人)	12	14	15
		利用延時間数(時間/月)	96	112	120
訳	行動援護	利用者数(人)	1	3	5
		利用延時間数(時間/月)	20	60	100

③ 見込量の確保策

平成23年4月現在、市内の訪問系サービス指定事業者は、居宅介護・重度訪問介護が35か所、重度障害者等包括支援が1か所あり、行動援護はありません。居宅介護・重度訪問介護については、今後も介護保険の訪問介護も視野に入れながら参入する事業者が見込めることから、見込量の確保はできると考えられます。また、同行援護、行動援護については、その事業所の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護および短期入所で提供されるサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。このサービスは、施設入所者も利用できます。

① 第2期計画と実績

平成22年度・平成23年度の利用者数は計画を上回っていますが、利用延日数は計画を少し下回っています。

表5-3 生活介護の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	152	143	354	391	460	500
利用延日数（日／月）	3,192	2,311	7,434	7,290	9,660	9,000

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、生活介護提供事業所は市内に17か所、基準該当事業所は市内に45か所あります。平成22年度は、利用日数の89.5%を市内事業所が提供しています。基準該当事業所は、富山型デイサービス実施事業所です。平成22年度の月平均利用者は361人、1年間の平均利用日数は194.9日です。

表5-4 生活介護事業所別利用状況（平成22年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	うさか寮	知的	40人	6,194日	27人
	ウォーム・ワークやぶなみ	知的	40	4,286	16
	富山福祉生協 ぼらハートのいえ	身体・知的	10	2,226	16
	つくしの家	身体・知的	16	2,004	16
	あゆみの郷	身体・知的	10	173	3
	小さな幸せの家	身体	20	1,959	17
	わかくさの丘	身体	70	9,083	44
	のぞみの丘	知的	60	5,871	25
	ほほえみの丘	知的	80	5,418	23
	やまびこの丘	知的	50	6,017	25
	はるかぜの丘	知的	60	5,320	22
	こだまの丘	知的	50	5,608	23
	萌黄	知的	20	2,483	11
基 準 該 当	椿寿荘			88	1
	ありがた家			53	1
	おらとこ			61	1
	このゆびと一まれ茶屋			757	6
	ささづ苑			212	1
	ひより			35	1
	喜寿苑			175	2
	このゆびと一まれ			1,194	9
	しおんの家			329	4
	にぎやか			1,024	8
	あさなの家			86	1
	デイサービスセンター1・2の3			129	1
	まる一な			230	4
	花いちご			43	1
	デイサービス藤の木			88	1
	いい茶屋			215	2
	まいど家			131	3
	なごなるの家			218	2
	ふるさとのあかり			479	4
	まめの木			189	1
よらんまいけ			49	1	
赤とんぼ			269	1	
ふきのとう			36	1	
花みずき弐番館			123	1	
花みずき			124	1	
市外事業所（5か所）				2,779	16
県外事業所（15か所）				4,587	18
合 計				70,345	361

③ 見込量

生活介護の利用者数は、28～29頁の表3-8の「生活介護」欄の数値をそのまま用いました。利用延日数は、月19日としました。

表5-5 生活介護の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	742	747	755
利用延日数（日／月）	14,098	14,193	14,345

④ 見込量の確保策

現状の事業者によりサービスは確保できると考えられます。本市は就労移行支援事業所および就労継続支援事業所が少ないので、生活介護事業所の就労支援事業への取組みを促していきます。

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

① 第2期計画と実績

平成23年度の自立訓練（機能訓練）の利用見込みは4人です。

表5-6 自立訓練（機能訓練）の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	2	2	3	4	3	4
利用延日数（日／月）	24	45	36	65	36	65

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、富山県内の自立訓練（機能訓練）提供事業所は、高岡市の志貴野ホーム障害者福祉センターおよび高岡市障害者福祉センターだけです。

③ 見込量

利用者数は、表3-8の日中活動系サービス利用量の見込み、利用延日数は、第2期計画期間の実績および新体系移行の状況を参考に決定しました。

表5-7 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	23	24	25
利用延日数（日／月）	460	480	500

④ 見込量の確保策

25頁の障害福祉サービス事業等移行計画調査結果より見込量は確保できると考えられます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

① 第2期計画と実績

第2期計画期間中は、利用者数および利用延日数とも計画を下回っています。

表5-8 自立訓練（生活訓練）の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	65	41	71	47	73	50
利用延日数（日／月）	975	436	1,065	563	1,095	600

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、市内には、ゆりの木の里自立訓練（生活訓練）事業所、あすなろセンターおよび障害福祉サービス事業所萌黄があります。

③ 見込量

入所施設からの地域生活移行者、精神科病院退院者等が対象となる自立訓練(生活訓練)の見込量は、表5-9のとおりとします。

表5-9 自立訓練(生活訓練)の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数(人)	50	53	56
利用延日数(日/月)	600	636	672

④ 見込量の確保策

自立訓練(生活訓練)事業者の参入を促進していきます。

(4) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は、2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間)とされています。

① 第2期計画と実績

就労移行支援の利用者数、利用延日数とも計画を下回って推移しています。

表5-10 就労移行支援の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人)	43	32	49	29	54	30
利用延日数(日/月)	860	549	980	464	1,080	510

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、就労移行支援事業所は市内に7か所あります。平成22年度は、市内の6か所のサービス提供事業所を28人が利用し、1人が県外の事業所を利用しています。

表5-11 就労移行支援（一般型）事業所別利用状況（平成22年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	作業センターふじなみ	知的	10人	680日	3人
	地域共働作業所 報恩の家	身体・知的・精神	6	424	4
	フィールド・ラベンダー	精神	6	484	3
	ゆりの木の里 多機能型就労支援事業所	精神	15	1,271	7
	セーナー苑就労移行支援事業所	知的	20	2,148	10
	あゆみの郷	身体・知的	10	17	1
県外事業所（1か所）				213	1
合 計				5,237	29

③ 見込量

本市の福祉施設の利用者、特別支援学校高等部卒業者、精神科病院退院者等を勘案して、表5-12のとおりとしました。

表5-12 就労移行支援の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	57	68	79
利用延日数（日／月）	969	1,156	1,343

④ 見込量の確保策

就労継続支援事業所に就労移行支援事業の実施を要請するとともに、新たな事業者の参入を促進します。

(5) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

① 第2期計画と実績

就労継続支援（A型）の実績は計画を上回って推移していますが、国の基本指針においては、平成26年度末の就労継続支援事業利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）を利用することを求めています。

表5-13 就労継続支援（A型）の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	18	19	23	24	33	50
利用延日数（日／月）	360	405	460	515	660	840

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、就労継続支援（A型）提供事業所は市内に3か所あります。さらに、民間企業に参入の動きがみられます。

③ 見込量

見込量は、特別支援学校高等部卒業生、精神科病院退院者等を勘案して、表5-14のとおりとしました。

表5-14 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	58	84	111
利用延日数（日／月）	1,160	1,680	2,220

④ 見込量の確保策

民間企業も含めて、新たに就労継続支援（A型）に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

① 第2期計画と実績

就労継続支援（B型）の実績は、計画を大幅に上回っています。ただ、計画では1月あたりの利用延日数を20日としましたが、実績は18.6日でした。

表5-15 就労継続支援（B型）の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	319	367	385	460	427	500
利用延日数（日／月）	6,380	6,841	7,700	8,545	8,540	9,300

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、就労継続支援（B型）提供事業所は市内に24か所あります。平成22年度は、市内の21か所のサービス提供事業所を月平均429人が利用しており、市外事業所を19人が利用しています。

表5-16 就労継続支援（B型）事業所別利用状況（平成22年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	ウォーム・ワークやぶなみ	知的	40人	5,878日	26人
	作業センターふじなみ	知的	40	5,424	22
	フレンドリーハウス	知的・精神	40	9,248	39
	やねのうえのガチョウ	知的	30	4,658	18
	報恩の家	知的・精神	24	2,382	11
	フィールド・ラベンダー	精神	30	5,813	31
	ゆりの木の里 多機能型就 労支援事業所	精神	15	3,436	22
	ワークハウス連帯	精神	20	2,322	18
	JOB下赤江	知的	20	2,526	12
	JOBにながわ	知的	30	4,498	20
	JOB相生	知的	40	8,949	42
	おわらの里	身体・知的・精神	40	5,633	29
	すずかぜ工房	知的	20	3,251	14
	はるかぜの丘	知的	60	7,245	30
	あすなろセンター	精神	20	1,979	14
	ワン・ファーム・ランド	知的・精神	20	2,141	8
	あさがお	知的	30	4,032	19
	ワークス・さるびあ	知的	20	1,663	7
	れいんぼーめぐり	知的・精神	20	3,599	17
	ゆめさぼーとらいちょう	精神	20	2,267	13
	ひまわり	知的・精神	20	3,832	17
市外事業所（11か所）				3,288	18
県外事業所（1か所）				230	1
合 計				94,294	448

③ 見込量

利用者数は、表3-8の日中活動系サービス利用量の見込み、利用延日数は、平成21年度から平成23年度の実績を考慮して算出しました。

表5-17 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	547	564	580
利用延日数（日／月）	10,174	10,490	10,788

④ 見込量の確保策

見込量は確保されると考えられますが、就労継続支援（A型）を含めた就労継続支援事業のバランスを考慮していきます。

(7) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を医療機関併設の施設で受ける事業です。

① 第2期計画と実績

第2期計画の療養介護利用者数は、計画を下回っています。

表5-18 療養介護の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	10	7	10	6	10	6

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、富山県内には療養介護提供事業所がなく、金沢市の国立病院機構 医王病院を利用しています。

③ 見込量

療養介護の見込量は、次のとおりです。

表5-19 療養介護の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	80	80	80

④ 見込量の確保策

整備法により指定医療機関や重症心身障害児施設に入院・入所している障害のある人は、障害福祉サービスの療養介護を受けることになります。これについては、現在入院・入所している医療機関や施設により、見込量を確保できると考えられます。

(8) 児童デイサービス

児童デイサービスとは、障害のある児童が通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるものです。児童デイサービスは、平成22年10月に公布された整備法により、平成24年度から障害者自立支援法の対象事業から児童福祉法の対象事業になりました。

① 第2期計画と実績

児童デイサービスの利用者数はほぼ計画どおりですが、利用延日数は計画を下回っています。これは、計画の1人あたり1か月利用延日数を3日間と見込みましたが、実績は約2日強だったためです。

表5-20 児童デイサービスの第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人）	174	176	184	179	194	185
利用延日数（日／月）	522	419	552	366	582	410

② サービス提供事業所

平成22年度の児童デイサービス利用実績は、表5-21のとおりです。月平均利用児は198人となっています。

表5-21 児童デイサービス事業所別利用内訳（平成22年度分）

区 分	事 業 所 名	利用日数	月平均利用児数
市内事業所	あゆみの郷	4日	1人
	富山市恵光学園	2,105	109
	富山市福祉生協 ぼらハートのいえ	197	4
	つくしの家	1,006	23
	わいわい塾	242	10
	高志通園センター	519	27
	ひまわり畑	52	2
基準該当	ありがた家	194	5
	おらとこ	2	1
	やまゆり	215	6
	しおんの家	8	1
	にぎやか	51	1
	ふらっと	12	1
	なごなるの家	3	1
	このゆびと一まれ	25	1
	このゆびと一まれ向い	17	1
	ひより	14	1
	赤とんぼ	43	2
	あさなの家	4	1
合 計		4,713	198

③ 今後の方向

児童デイサービスは、整備法により平成24年度から児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス等に再編されます。短期入所や日中一時支援事業を含めて、要望の多い障害のある児童の日中活動の場の確保ができるよう努めます。

(9) 短期入所

短期入所とは、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。

① 第2期計画と実績

利用者数の実績はほぼ計画どおりですが、平成22年度および平成23年度の利用延日数の実績は計画を下回っています。

表5-22 短期入所の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	45	42	50	50	55	55
利用延日数（日／月）	225	254	250	201	275	240

② サービス提供事業所

平成23年4月現在、市内には21か所の短期入所提供事業所があります。

表5-23 市内の短期入所提供事業所（平成23年4月現在）

名 称	障害の種類	名 称	障害の種類
高志療護ホーム	身体	小さな幸せの家	身体・知的・障害児
ショートステイわかくさの丘	身体	富山県立高志学園	障害児
特別養護老人ホーム 喜寿苑	身体	しおんの家	身体・知的・精神・障害児
ショートステイよらんまいけ	身体	デイケアハウス にぎやか	身体・知的・精神・障害児
うさか寮	知的	ショートステイ このゆびとーまれ茶屋	身体・知的・精神・障害児
ショートステイのぞみの丘	知的	ショートステイふるさとのあかり	身体・知的・障害児
ショートステイほほえみの丘	知的	あゆみの郷	身体・知的・障害児
ショートステイヤまびこの丘	知的	ゆりの木の里	精神
ショートステイこだまの丘	知的	国立病院機構 富山病院	身体・知的・障害児
野積園	知的・障害児		
あざみ園	知的		

③ 見込量

見込量は、平成21年度から平成23年度の利用実績の伸び率を参考に算出しました。

表5-24 短期入所の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	60	65	70
利用延日数（日／月）	240	260	280

④ 見込量の確保策

市内の短期入所事業所により、見込量は確保できると考えます。

(10) 旧法施設支援（通所）事業所

表5-25は、旧法施設支援（通所）事業所とその利用者の状況です。

表5-25 旧法施設支援（通所）利用状況

区分	事業所名	施設の 種類	定員	利用者数			
				平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	
身体 障害	高志福祉作業センター	授産	40人	31人	30人	29人	
	ラッコハウス	授産・療護	20	18	18	18	
	市外事業所 志貴野苑	授産	24	-	-	1	
知的 障 害	富山市知的障害者通所更生センター	更生	40	42	41	37	
	知的障害者通所更生施設 萌黄	更生	20	19	19	新体系	
	知的障害者通所更生施設 ひまわりの郷	更生	20	23	22	24	
	富山市婦中知的障害者通所更生センター	更生	30	24	30	34	
	富山市知的障害者第2通所更生センター	更生	20	19	19	21	
	市外事業所	いみず苑作業所	授産	30	-	2	3
		雷鳥苑	授産	30	3	3	4
合 計				179	184	171	

3 居住系サービス

地域における障害のある人の居住の場としてのグループホームおよびケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所または病院の入院から地域生活への移行を進めます。

(1) グループホーム・ケアホーム

グループホームおよびケアホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅です。グループホームとケアホームの違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることです。グループホームおよびケアホームとも、平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

① 第2期計画と実績

グループホーム利用者数の実績は計画を上回っており、ケアホームの利用者数の実績は計画を下回っています。

表5-26 グループホーム・ケアホーム利用者数の第2期計画と実績

単位：人

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
グループホーム利用者数	99	119	108	131	117	135
ケアホーム利用者数	38	28	49	35	73	65

② サービス提供事業所

平成23年3月現在、市内のグループホーム単独のサービス提供事業所は10か所、定員106人であり、本市から80人が入居しており、グループホーム・ケアホーム併設のサービス提供事業所は7か所、定員144人であり、本市からグループホームへ41人、ケアホームへ31人入居しています。このほかに、市外のグループホームに10人、ケアホームに4人入居しています。

表5-27 グループホーム・ケアホーム事業所別利用状況

区分	事業所名	障害の種類	定員	利用者数					
				平成21年3月		平成22年3月		平成23年3月	
				グループ	ケア	グループ	ケア	グループ	ケア
グループホーム	第1けやきホーム	知的	4人	人	-人	3人	-人	3人	-人
	赤田ホーム	知的	4	3	-	3	-	3	-
	家路	精神	11	8	-	7	-	7	-
	つくしん坊	精神	6	4	-	4	-	4	-
	フレンドリーホーム	知的・精神	24	15	-	18	-	20	-
	フレンズ	精神	10	8	-	8	-	8	-
	静和	精神	20	14	-	14	-	18	-
	さくらホーム	精神	10	6	-	6	-	7	-
	フィールド・ラベンダー	精神	12	8	-	8	-	8	-
	風来里	知的・精神	5	-	-	2	-	2	-
	小計		106	66	-	73	-	80	-
グループホーム・ケアホーム併設	セーナー苑	知的	34	5	4	9	7	11	6
	ふれんどりーハウス	知的	10	1	2	-	2	-	4
	こころの学校富山北	知的・精神	20	3	3	8	4	9	4
	こころの学校八尾	知的・精神	13	-	2	3	2	4	2
	ゆりの木の里	精神	20	1	9	2	9	2	7
	梨の木苑	知的	43	13	-	13	-	13	8
	花みずき式番館	知的	4	-	-	2	-	2	-
	小計		144	23	20	37	24	41	31
市外事業所			6	2	7	3	8	3	
県外事業所			1	1	2	1	2	1	
合計			96	23	119	28	131	35	

③ 見込量

福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案して、表5-28のとおりとしました。

表5-28 グループホーム・ケアホームの見込量

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
グループホーム利用者数	169	179	189
ケアホーム利用者数	82	89	97

④ 見込量の確保策

平成23年度のグループホーム・ケアホーム入居者数の見込みは200人、平成26年度の見込量は286人です。平成23年3月現在、本市のグループホーム・ケアホームの定員は250人ですが、これらには既に他市町村の利用者も入居していると考えられます。

要望の多いグループホーム・ケアホームについては、新築・改修に対する国庫補助制度を活用しながら、見込量が確保できるよう努めていきます。

(2) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

① 第2期計画と実績

平成22年度および平成23年度の施設入所支援利用者数の実績は、計画を大きく下回っていますが、これは予定していた旧法施設支援（入所）事業者が新体系へ移行しなかったためです。

表5-29 施設入所支援の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
施設入所支援利用者数	42	52	276	223	358	310
旧法施設支援（入所）	491	490	252	310	152	220
宿泊型自立訓練	9	8	9	8	9	8

② サービス提供事業所

平成23年3月現在、施設入所支援に移行した市内の事業所は6か所だけです。なお、旧法施設支援（入所）の利用状況は、表5-30のとおりです。

表5-30 旧法施設支援（入所）利用状況

区分	施設の 種類	事業所名	定員	利用者数			
				平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	
身体 障害	授産	高志授産ホーム	40人	16人	16人	15人	
		市外事業所	志貴野苑	40	5	5	5
			マーシ園	60	19	19	19
		県外事業所		4	1	-	
	更生	高志更生ホーム	40	22	19	16	
		県外事業所		3	1	1	
	療護	高志療護ホーム	90	45	43	44	
		わかくさの丘	60	32	32	新体系	
		市外事業所	志貴野ホーム	52	6	7	7
			マーシ園	32	4	4	5
		県外事業所		4	2	2	
	小計				160	149	114
	知的 障害	授産	はるかぜの丘	80	45	46	新体系
			市外事業所	新生園	50	14	6
更生		のぞみの丘	60	22	23	新体系	
		ほほえみの丘	80	24	24	新体系	
		やまびこの丘	100	48	48	新体系	
		野積園	80	52	53	51	
		あざみ園	80	66	66	67	
		うさか寮	70	新体系	新体系	新体系	
		市外事業所	かたかご苑	50	2	2	2
新生園			50	8	6	4	
溪明園			80	1	1	1	
花椿			60	3	3	3	
いみず苑			50	13	13	13	
四つ葉園		80	10	10	10		
	県外事業所		7	5	5		
小計				315	306	161	
合計				475	455	275	

③ 見込量

平成24年4月1日には旧法施設支援（入所）がすべて新体系に移行することになり、それを勘案して見込量を定めました。

表5-31 施設入所支援の見込量

単位：人

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援利用者数	464	463	462

④ 見込量の確保策

平成26年度末時点の施設入所支援利用者数は、平成17年度末施設入所者533人から71人（13.3%）減少した462人とします。

4 相談支援

第2期障害福祉計画においては、サービス利用計画の作成見込量を掲げていました。サービス利用計画の作成とは、指定相談支援事業所が障害福祉サービスを利用する人等に対し、必要とするサービスの利用計画を作成し、事業所間の調整およびモニタリングを行うことです。

① 第2期計画と実績

計画期間中のサービス利用計画の作成は、非常に少ない人数です。

表5-32 サービス利用計画の作成の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人)	5	2	10	3	15	5

② サービス提供事業所

平成23年3月現在、本市の相談支援事業所は、次のとおりです。

表5-33 相談支援事業所

名 称	対 象	名 称	対 象
自立生活支援センター富山	身体	フィールドラベンダー	精神
富山市障害者福祉センター	身体	和敬会生活支援センター	精神
セーナー苑	知的	ゆりの木の里	精神
富山市恵光学園	障害児	あすなろセンター	精神

③ 見込量

平成22年10月に公布された整備法により、サービス等利用計画対象者が拡大されるとともに、施設入所者・病院入院者の地域移行・地域定着に対する支援が個別給付されることとなります。

表5-34 相談支援利用者の見込量 単位：人／月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	100	250	400
地域移行支援	19	19	19
地域定着支援	25	25	25

④ 見込量の確保策

指定障害福祉サービス事業所および介護保険の居宅介護支援事業所に相談支援事業への取組みを促していきます。

第6部

地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の概要

(1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

(2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

表6-1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分		実 施 事 業
必 須 事 業	相 談 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談支援事業 ・ 障害児等療育支援事業 ・ 地域自立支援協議会 ・ 相談支援機能強化事業 ・ 成年後見制度利用支援事業
	コミュニケーション 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者設置事業 ・ 手話通訳者派遣事業 ・ 要約筆記者派遣事業
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	そ の 他 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センター ・ 訪問入浴サービス事業 ・ 日中一時支援事業 ・ 自動車運転免許取得助成事業 ・ 自動車改造助成事業 ・ 生活支援事業 ・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ・ 点字・声の広報等発行事業 ・ 奉仕員養成研修事業

2 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。なお、本事業とは別に、市内に32か所ある地域包括支援センターにおいて、障害のある人の相談にも応じます。

(1) 障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業

社会福祉法人等に障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業を委託し、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、あわせて、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施します。

本市の障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業は、現在の8か所の事業所によって実施できると考えます。

(2) 富山市障害者自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害のある人を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす富山市障害者自立支援協議会を平成19年度に立ち上げ、地域の関係機関の連携強化に努めています。

(3) 相談支援機能強化事業

障害者相談支援事業を委託した社会福祉法人等に、相談支援専門員として精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援機能強化を図っており、今後もこの事業を継続して実施していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

① 利用実績

直近3年間において、市が成年後見の申立てをしたのは、年間2件から3件です。

表6-2 成年後見制度申立て利用実績

単位：件

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
利用件数	2	2	3

② 見込量

成年後見制度利用支援事業の見込量は、表6-3のとおりとします。障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援事業の普及に努めます。

表6-3 成年後見制度申立て利用見込量

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用見込量	3	4	4

3 相談支援事業以外の必須事業

(1) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

① 第2期計画と実績

コミュニケーション支援事業の第2期計画と実績は、表6-4のとおりです。なお、障害者福祉プラザに手話通訳者が常駐しています。

表6-4 コミュニケーション支援事業の第2期計画と実績

単位：人／月

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業利用者数	45	31	50	31	55	31
要約筆記者派遣事業利用者数	5	1	8	4	10	5
合 計	50	32	58	35	65	36

② 見込量

見込量は、過去の実績から算出しました。

表6-5 コミュニケーション支援事業の見込量

単位：人／月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話通訳者派遣事業利用者数	32	33	34
要約筆記者派遣事業利用者数	6	8	10
合 計	38	41	44

③ 見込量の確保策

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業については、富山市聾啞福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。障害者福祉センターで実施している手話通訳者設置事業については、その運営体制の充実を図る方向で検討していきます。今後は、富山県聴覚障害者センターと連携を図りながら、障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

(2) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されました。障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

① 第2期計画と実績

日常生活用具給付件数の第2期計画と実績は、表6-6のとおりです。ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

表6-6 日常生活用具給付件数の第2期計画と実績

単位：件／月

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	3	3	3	2	3	4
自立生活支援用具	5	5	5	6	5	5
在宅療養等支援用具	4	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	8	6	8	8	8	8
排泄管理支援用具	580	635	580	619	580	650
居宅生活動作補助用具	1	1	1	2	1	2

② 見込量

計画期間の見込量は表6-7のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

表6-7 日常生活用具給付件数の見込量 単位：件／月

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	4	4	4
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	8	8	8
排泄管理支援用具	650	650	650
居宅生活動作補助用具	2	2	2

(3) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害がある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

① 第2期計画と実績

移動支援事業は、利用者数、利用延時間数とも計画を下回っています。

表6-8 移動支援事業の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	30	23	35	29	40	35
利用延時間（時間／月）	120	68	140	91	160	109

② 見込量

移動支援事業を利用していた視覚障害のある人は、同行援護を利用することになることを勘案し、次のように算出しました。

表6-9 移動支援事業の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者数（人）	35	40	45
利用延時間（時間／月）	105	120	135

③ 見込量の確保策

移動支援事業の利用のしくみを継続し、障害のある人の外出、社会参加を支援していきます。

(4) 地域活動支援センター

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当します。

① 第2期計画と実績

地域活動支援センターの利用者数は計画を上回っていますが、利用延時間は計画を下回っています。

表6-10 地域活動支援センターの第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	17	18	18	17	20	14
利用者数(人)	328	442	340	391	358	381
利用延時間(時間/月)	7,216	3,463	7,480	3,309	7,876	3,001

② 見込量

地域活動支援センターの利用者数は、第3部の表3-8の日中活動系サービス利用量の見込みを基にして算出しました。

表6-11 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数(か所)	14	14	14
利用者数(人)	383	385	388
利用延時間(時間/月)	3,830	3,850	3,880

③ 見込量の確保策

地域活動支援センターについては、見込量を確保できると考えます。

4 任意事業

(1) 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として整備法により位置づけられ、平成24年度から施行されます。障害のある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担う基幹相談支援センターを平成26年度までに1か所設置する方向で検討します。

(2) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

① 第2期計画と実績

第2期計画期間中に訪問入浴サービス事業の提供事業者が増加しましたが、利用者はあまり増加していません。

表6-12 訪問入浴サービス事業の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	1	3	1	4	1	5
利用者数(人)	5	2	5	3	5	4
利用延回数(回/月)	20	8	20	9	20	12

② 見込量

訪問入浴サービス事業の見込量は、表6-13のとおり見込みました。

表6-13 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数(か所)	5	5	5
利用者数(人)	5	5	6
利用延回数(回/月)	15	15	18

③ 見込量の確保策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所によって、見込量は確保できると考えます。

(3) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障害のある人に日中活動する場を設ける事業です。

① 第2期計画と実績

平成22年度および平成23年度の日中一時支援事業の実績は、計画を上回った数値で推移しています。

表6-14 日中一時支援事業の第2期計画と実績

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	27	27	27	29	27	30
利用者数(人)	130	129	140	157	150	185
利用延回数(回/月)	390	351	420	450	450	531

② 見込量

平成21年度から平成23年度の利用実績等を参考に、表6-15のとおりの見込量としました。

表6-15 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業所数(か所)	30	31	31
利用者数(人)	210	235	260
利用延回数(回/月)	580	655	730

③ 見込量の確保策

平成23年度現在、日中一時支援事業提供事業所は30か所あります。放課後等デイサービスが新たに創設されたことから、利用者のニーズを見極めながら必要量の確保に努めます。

(4) そのほかの任意事業

見込量は設定しませんが、次の事業も本市の任意事業として実施します。これらの事業に

については、ニーズに応じて支給あるいは実施します。

○自動車運転免許取得助成事業

障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○自動車改造助成事業

障害のある人が、障害ゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

○生活支援事業

障害のある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するためおよび障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

○点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚に障害のある人に必要な情報を提供する事業です。

○奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

表6-16 そのほかの任意事業の第2期実績

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度 (見込み)
更生訓練費支給事業	利用者数(人/月)	30	84	62
施設入所者就職支度金支給事業	利用者数(人/年)	1	1	1
自動車運転免許取得助成事業	利用者数(人/年)	2	7	2
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	11	13	15
生活支援事業	利用者数(人/月)	427	436	480
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	開催延回数(回/年)	126	126	126
点字・声の広報等発行事業	発行点数(点/年)	24	24	24
奉仕員養成研修事業	開催延回数(回/年)	130	130	130

第7部

計画の推進に向けて

1 地域主権改革への対応

平成23年8月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（本項において「地域主権改革法」といいます）が公布されました。この法律により、指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準が都道府県、指定都市および中核市の条例に委任され、都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等が指定都市および中核市へ移譲される等の改正がありました。

(1) 条例の制定

地域主権改革法により、本市は「指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準」「指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」「指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準」「指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」等を条例で定めなければなりません。富山県とも連携しながら、本市に適切な条例を定めます。

(2) 障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

地域主権改革法により、本市の障害福祉サービス事業者等の指定等を本市が行うこととなります。これにより、計画的な施設整備等が実施しやすくなり、報告命令や立入検査等もよりスピーディになると考えられます。適切な障害福祉サービス事業者等の指定と、適切な障害福祉サービス事業の運営がなされるよう、事業者の指導等に努めます。

2 自立支援協議会

障害のある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。

これを担う自立支援協議会が整備法により位置付けされ、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割の強化等が必要なことから、さらなる運営の活性化を図っていくことが求められています。

本市は、平成19年度に富山市障害者自立支援協議会を設置しています。障害者計画、障害福

社計画の推進のため、計画の進捗状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めるとともに、地域が抱える様々な課題に対して自立支援協議会が中心となって取り組んでいきます。

3 一般就労への移行支援

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障害のある人の一般就労は広がりません。障害のある人の一般就労への移行を支援するため、障害のある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

(1) 就労移行支援事業の充実

- 就労継続支援事業所に就労移行支援事業の実施を要請するとともに、新たな事業所の参入を促進し、就労移行支援事業利用希望者のニーズに応じた事業所の増大を図ります。
- 就労移行支援事業所においては、支援対象者の状態に応じた個別支援計画を作成し、一般就労に向けた訓練等を実施するよう、指導します。

(2) 事業者への啓発、広報

- 障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、地元の工場や商店など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。
- 事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。

(3) 雇用機会の拡大

- 障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。
- 障害のある人の雇用環境に特別の配慮を行い、障害のある人を集中的に雇用する特例子会社の設置の普及に努めます。
- 障害のある人の雇用に結びつくよう、個々の態様に応じた委託訓練事業やトライアル雇用の活用を努めます。

(4) 雇用・就労の支援

- 就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続するための支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。
- 障害のある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度や、視覚・聴覚に障害のある人の業務を補助するヒューマンアシスタントの普及を図ります。
- 障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する支援の充実を図ります。
- 障害のある人が働きやすい職場環境にするための啓発活動に努めていきます。
- 就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。
- 国・県と連携して、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を促進します。

4 介護保険サービス提供事業所の利用

介護保険の訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所等は、本市に数多くあります。これらの事業所が、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、相談支援等を実施することは可能と考えられます。そうすれば、障害のある人も自宅の近くの事業所のサービスを受けることが可能です。富山型デイサービスの発祥の地である本市は、介護保険サービスの介護サービス提供事業所をはじめ、介護保険担当部署と連携して、障害福祉サービスの介護サービス提供量の充実と障害特性に留意したサービスの質の向上をめざします。

5 虐待防止に対する取組み

平成23年6月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（本項において「障害者虐待防止法」といいます）が成立し、平成24年10月から施行されます。障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的暴力による虐待、②性的虐待、③心理的外傷を与える虐待、④日常生活の世話の放棄、⑤経済的虐待、の5分類としています。また、虐待の

起こる場所を家庭内に限定しないで福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しています。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、日々介護にあたるホームヘルパーや施設職員、相談業務を担当する職員、障害のある人の勤務先の職員、民生委員・児童委員、近隣住民等がその発見に努め、行政を含めた関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

本市においては、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報等を行う機関である障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課に持たせます。

障害者自立支援協議会を活用して、障害者虐待防止センター機能が十分発揮できるよう、福祉事務所、児童相談所、心の健康センター、保健所、消費生活センター、障害者（児）団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組んでいきます。

また、住民からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認を行うことができる体制を整備します。

6 広報・啓発

この計画は、行政が中心になって、福祉、医療、労働分野の関係者や障害福祉サービス提供事業所等の協力を得て進めていく必要があります。また、サービスを受けることができる人が、サービス内容・手続き等を知らなければサービスを受けることができません。

この計画および障害者自立支援法のサービス等の広報・啓発に努めます。

第 8 部

資 料

第1 数値目標のまとめ

1 障害福祉サービス

区分	単位	実績		見込み				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
訪問系サービス	利用者数 (人)	157	179	200	234	259	282	
	利用延時間数 (時間/月)	5,519	6,477	7,080	7,786	8,632	9,270	
	居宅介護	利用者数 (人)	141	163	184	205	225	245
		利用延時間数 (時間/月)	2,894	3,442	3,880	4,370	4,860	5,350
	重度訪問介護	利用者数 (人)	16	16	16	16	17	17
		利用延時間数 (時間/月)	2,625	3,035	3,200	3,300	3,600	3,700
	同行援護	利用者数 (人)				12	14	15
		利用延時間数 (時間/月)				96	112	120
	行動援護	利用者数 (人)				1	3	5
		利用延時間数 (時間/月)				20	60	100
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 (人)	143	391	500	742	747	755
		利用延日数 (日/月)	2,311	7,290	9,000	14,098	14,193	14,345
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	2	4	4	23	24	25
		利用延日数 (日/月)	45	65	65	460	480	500
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	41	47	50	50	53	56
		利用延日数 (日/月)	436	563	600	600	636	672
	就労移行支援	利用者数 (人)	32	29	30	57	68	79
		利用延日数 (日/月)	549	464	510	969	1,156	1,343
	就労継続支援 (A型)	利用者数 (人)	19	24	50	58	84	111
		利用延日数 (日/月)	405	515	840	1,160	1,680	2,220
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人)	367	460	500	547	564	580	
	利用延日数 (日/月)	6,841	8,545	9,300	10,174	10,490	10,788	
療養介護	利用者数 (人)	7	6	6	80	80	80	
短期入所	利用者数 (人)	42	50	55	60	65	70	
	利用延日数 (日/月)	254	201	240	240	260	280	
居住系サービス	グループホーム	利用者数 (人)	119	131	135	169	179	189
	ケアホーム	利用者数 (人)	28	35	65	82	89	97
	施設入所支援	利用者数 (人)	52	223	310	464	463	462

区分	単位	実績		見込み				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
相談支援	計画相談支援	利用者数 (人/月)	2	3	5	100	250	400
	地域移行支援	利用者数 (人/月)				19	19	19
	地域定着支援	利用者数 (人/月)				25	25	25

2 地域生活支援事業

区分	単位	実績		見込み					
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数 (か所)	7	7	7	7	7	7	
	障害児等療育支援事業	事業所数 (か所)	1	1	1	1	1	1	
	成年後見制度利用支援事業	申立て件数 (件)	2	2	3	3	4	4	
必須事業	手話通訳者派遣事業	利用者数 (人/月)	31	31	31	32	33	34	
	要約筆記者派遣事業	利用者数 (人/月)	1	4	5	6	8	10	
	日常生活用具	介護・訓練支援用具	利用者数 (件/月)	3	2	4	4	4	4
		自立生活支援用具	利用者数 (件/月)	5	6	5	5	5	5
		在宅療養等支援用具	利用者数 (件/月)	4	4	4	4	4	4
		情報・意思疎通支援用具	利用者数 (件/月)	6	8	8	8	8	8
		排泄管理支援用具	利用者数 (件/月)	635	619	650	650	650	650
		居室生活動作補助用具	利用者数 (件/月)	1	2	2	2	2	2
	移動支援事業	利用者数 (人)	23	29	35	35	40	45	
	地域活動支援センター	利用者数 (人)	442	391	381	383	385	388	
任意事業	訪問入浴サービス事業	利用者数 (人)	2	3	4	5	5	6	
	日中一時支援事業	利用者数 (人)	129	157	185	210	235	260	

第2 自立支援サービス利用者調査の概要

ここでは、平成23年6月に実施し、同年8月に公表した「自立支援サービス利用者調査報告書」の「まとめと考察」を収載します。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、障害者自立支援法による障害福祉サービス支給決定者および障害福祉サービス支給決定を受けていない地域生活支援事業受給者証所持者に、障害者自立支援法によるサービスのニーズや評価等をお聞きし、「第3期富山市障害福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に行いました。

(2) 調査方法等

- 抽出方法 全数
- 調査票の配布・回収 郵送配布・郵送回収
- 調査基準日 平成23年6月1日
- 調査期間 平成23年6月16日～6月30日

(3) 回収結果

- 配布数 1,653人
- 回収数 899人
- 有効回答数 877人
- 有効回答率 53.1%

(4) 調査・分析にあたって

- ① 回答の比率は、その設問の回答数を基数として算出しました。したがって、複数回答の設問については、すべての比率を合計すると100%を超えます。
- ② 回答率(%)は、小数点第2位以下を四捨五入しました。
- ③ 回答数は、その設問に対する無回答を除いています。

2 住居・生活場所

現在の住まいは、「持ち家」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者の「グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム」もかなり高い率です（図8-1）。

今後の生活場所については、「自宅（持ち家、借家、公営住宅等）」が最も高くなっていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者および手帳の複数所持者の「グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム」が15%を超えています（図8-2）。

図8-1 現在の住まい

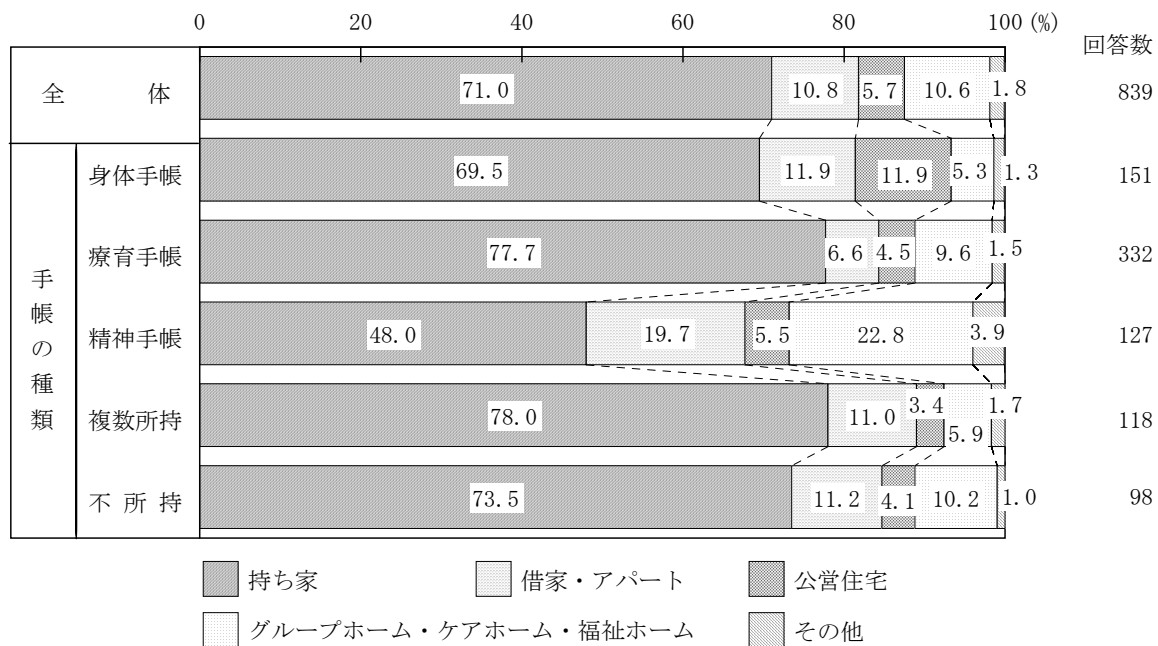


図8-2 これからの生活をどこで送りたいか

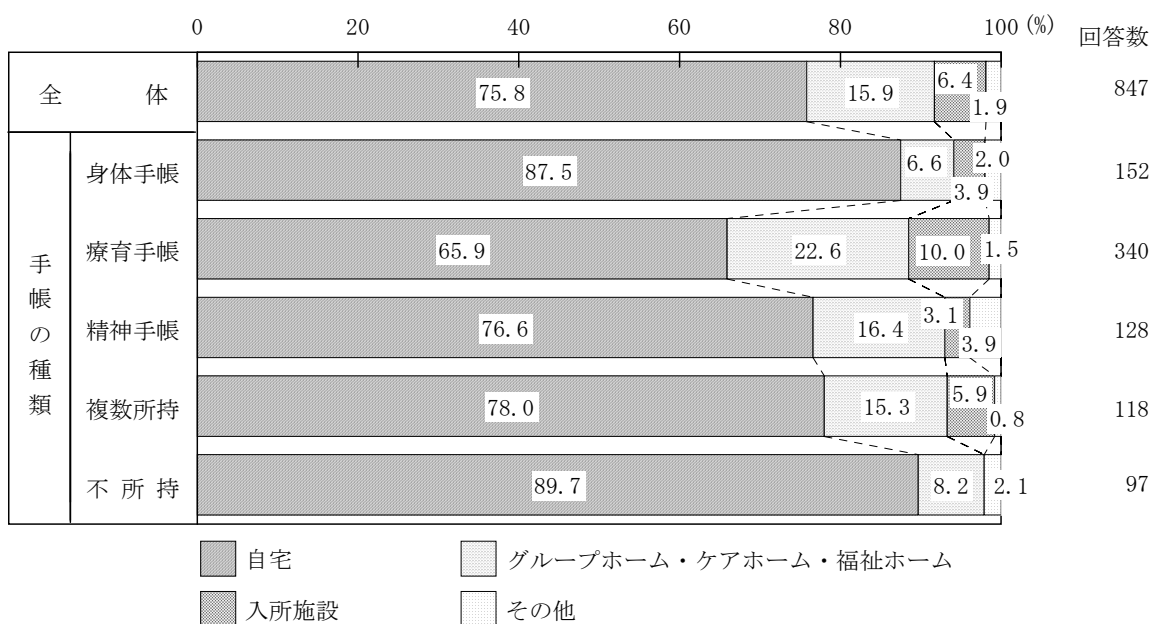
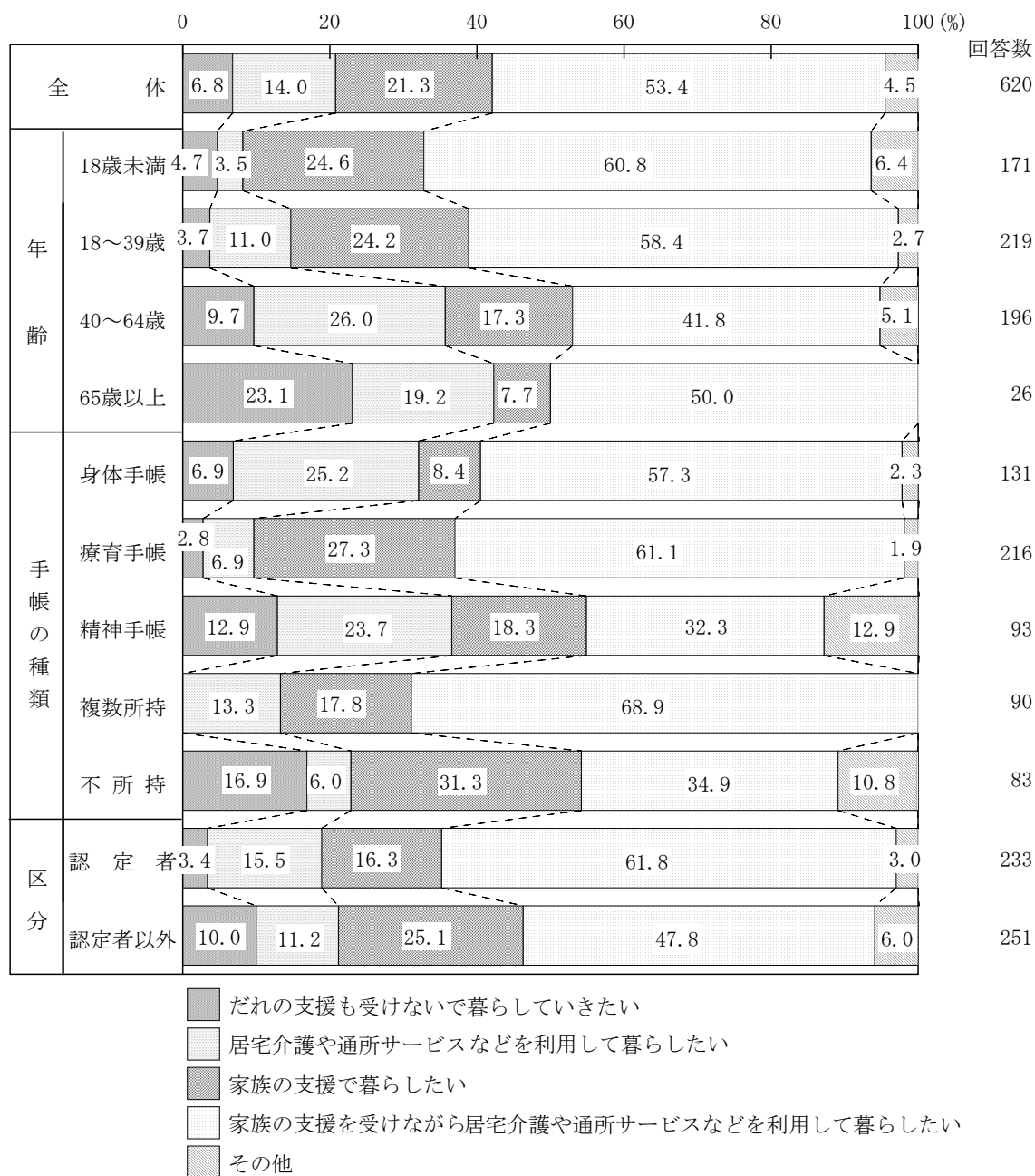


図8-3は、前問で「自宅」と答えた人に、これからの生活をどのように送りたいかたずねた結果です。「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が53.4%を占め、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」はわずか6.8%です。精神障害者保健福祉手帳所持者と障害者手帳を持っていない人は、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」「その他」が他の手帳所持者より高く、「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が低くなっています。

図8-3 これからの生活を自宅でどのように送りたいか

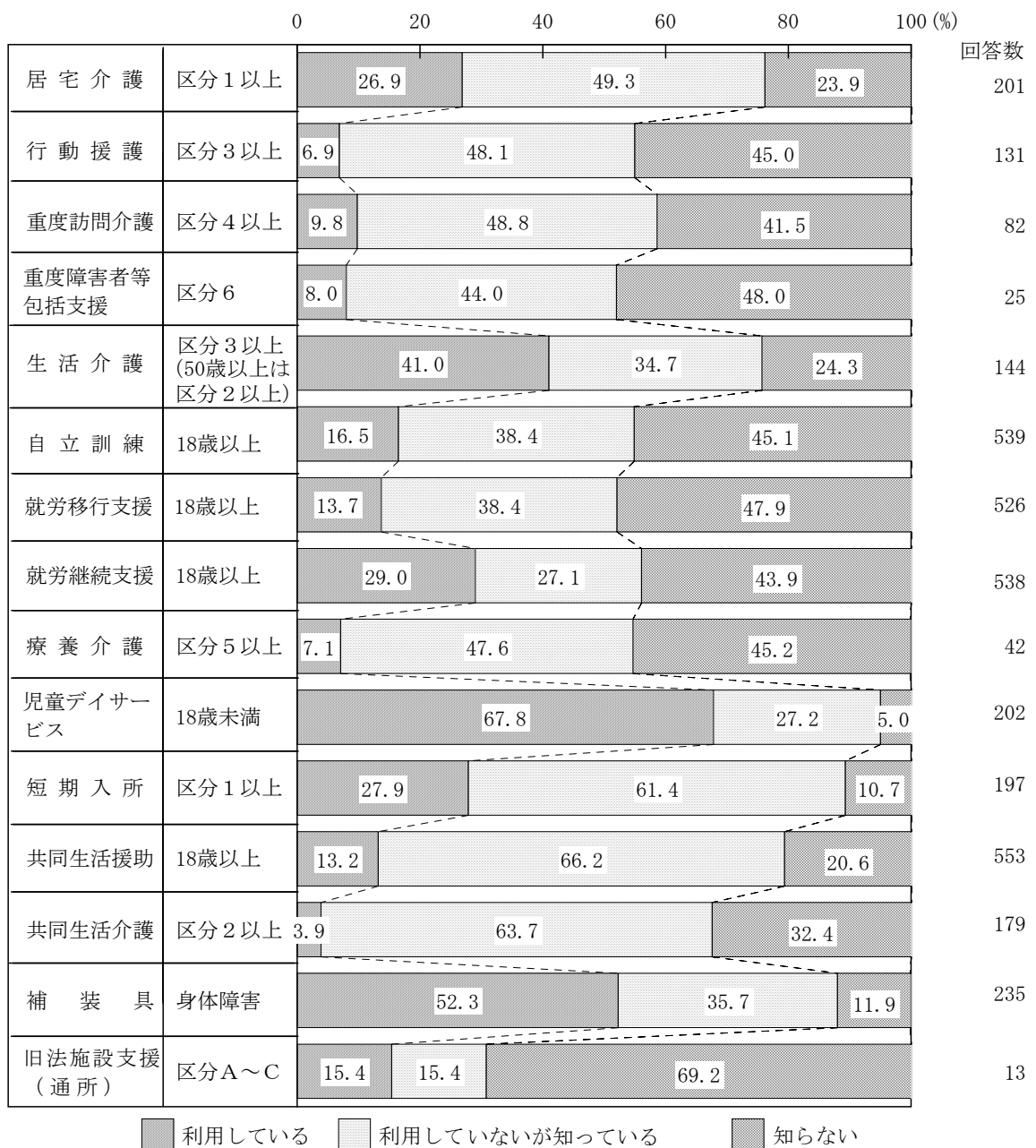


3 障害福祉サービス等

(1) 障害福祉サービス等の利用度・周知度

図8-4は、それぞれのサービスの受給要件を満たしている人のサービスの利用度・周知度をみたものです。障害福祉サービス等を「利用している」が高いのは、児童デイサービス（67.8%）、補装具（52.3%）、生活介護（41.0%）などです。重度障害者等包括支援をはじめ「知らない」が40%を超えているケースがかなりあります。

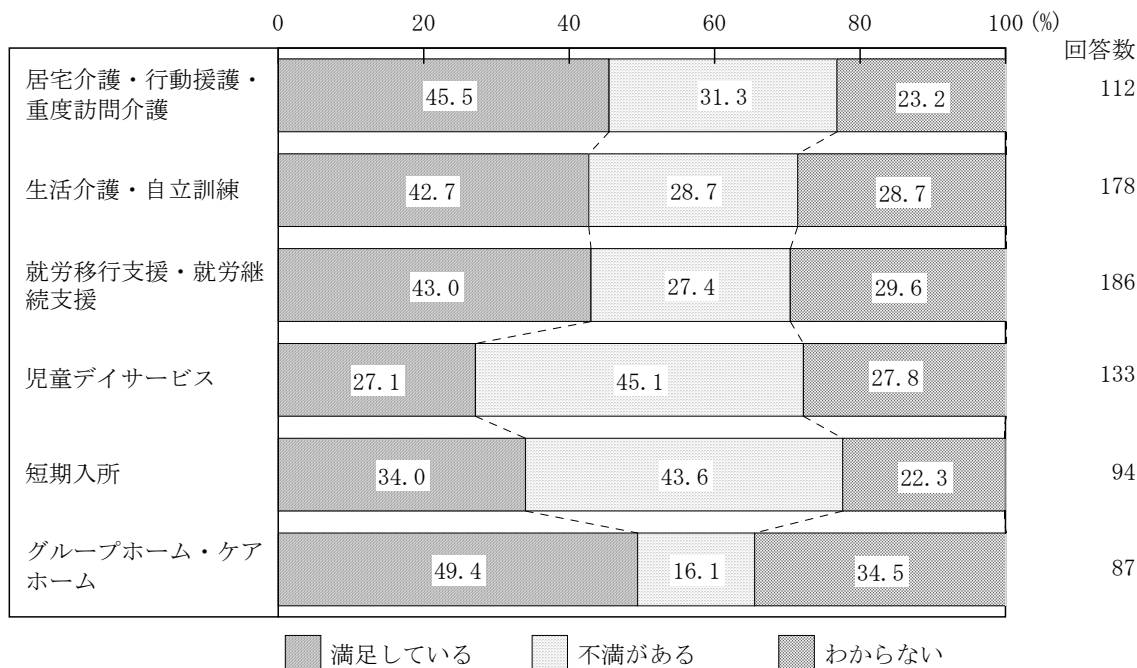
図8-4 障害福祉サービス等の利用度・周知度（サービス受給対象者）



(2) 障害福祉サービスの満足度

図8-5は、各サービスの利用者の満足度をみたものです。「満足している」が40%以上あるのは、居宅介護・行動援護・重度訪問介護、生活介護・自立訓練、就労移行支援・就労継続支援およびグループホーム・ケアホームであり、「不満がある」が40%以上あるのは、児童デイサービスおよび短期入所です。

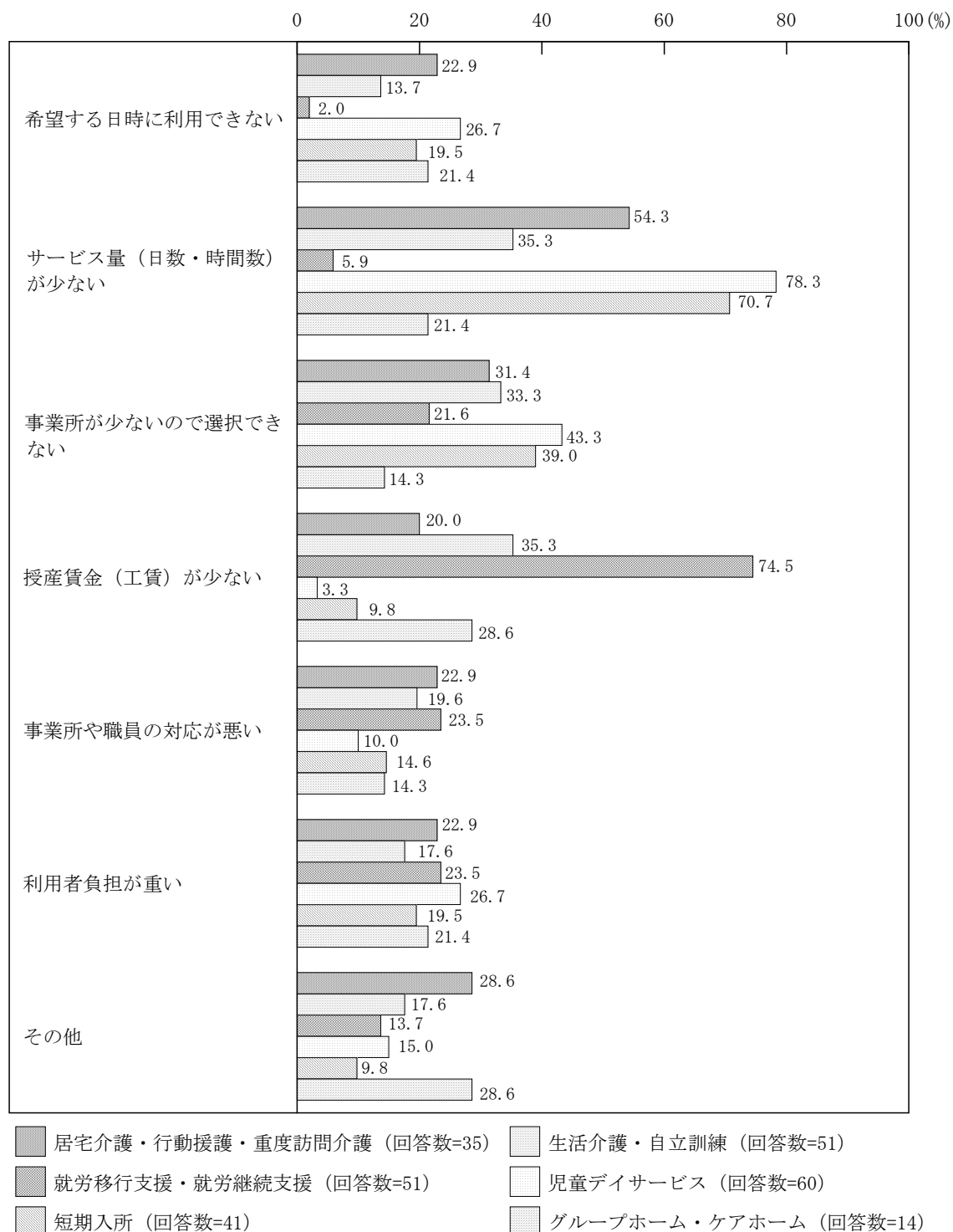
図8-5 障害福祉サービスの満足度（利用サービス別）



(3) 障害福祉サービスの不満の内容

図8-6は、各サービスの利用者で「不満がある」と答えた人の不満の内容をみたものです。居宅介護・行動援護・重度訪問介護の訪問系サービス、児童デイサービスおよび短期入所は「サービス量（日数・時間数）が少ない」、就労移行支援・就労継続支援は「授産賃金（工賃）が少ない」が非常に高くなっています。

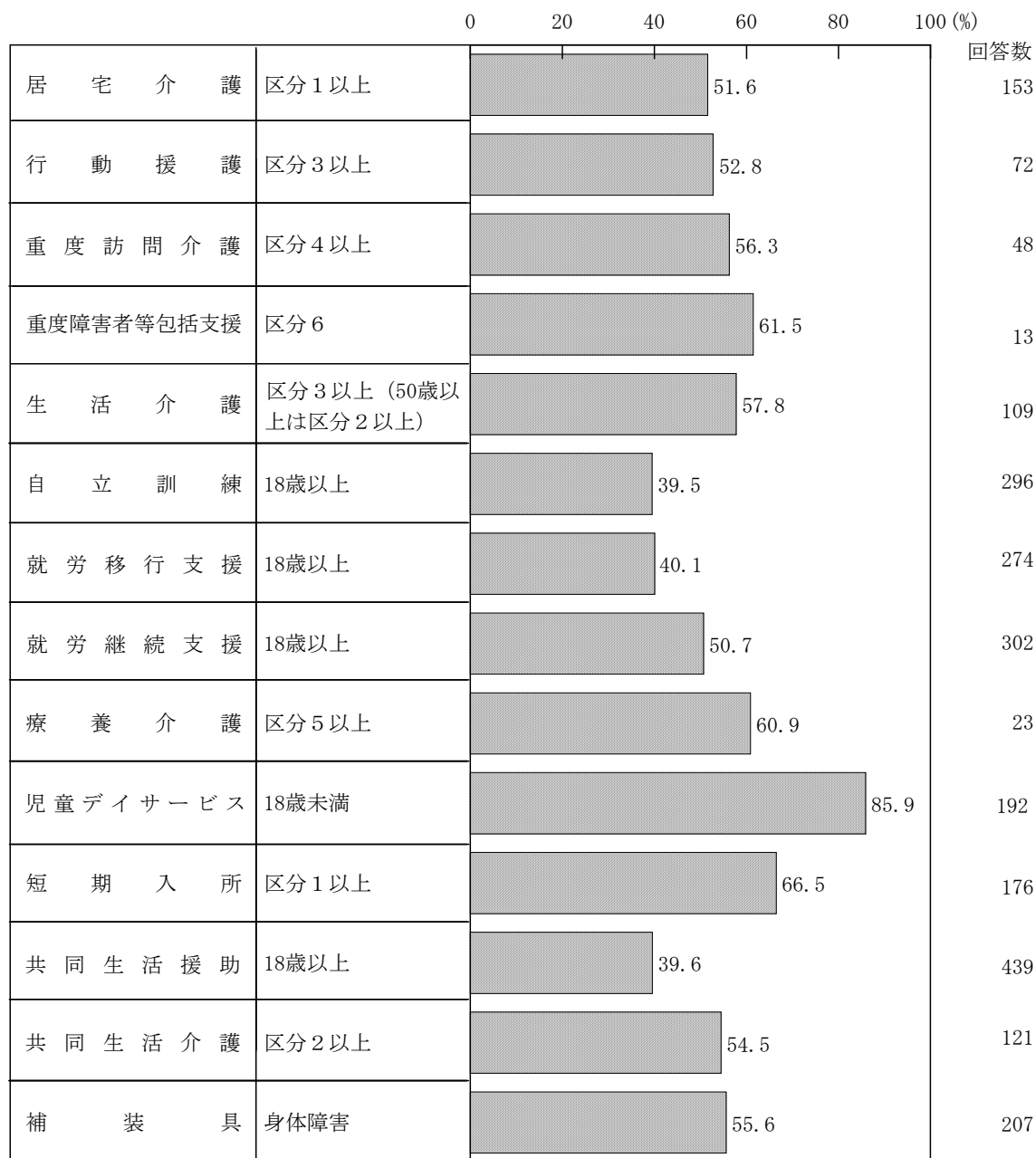
図8-6 障害福祉サービスに対する不満の内容（利用サービス別・複数回答）



(4) 充実すべき障害福祉サービス等の種類

図8-7は、それぞれのサービスの受給要件を満たしている人で、それぞれのサービスを「利用している」「利用していないが知っている」と答えた人が、地域で暮らしていく上で充実するといいい障害福祉サービスと答えた率です。多くのサービスで50%を超えています。

図8-7 充実すべき障害福祉サービス等の種類（サービスを知っている受給対象者・複数回答）

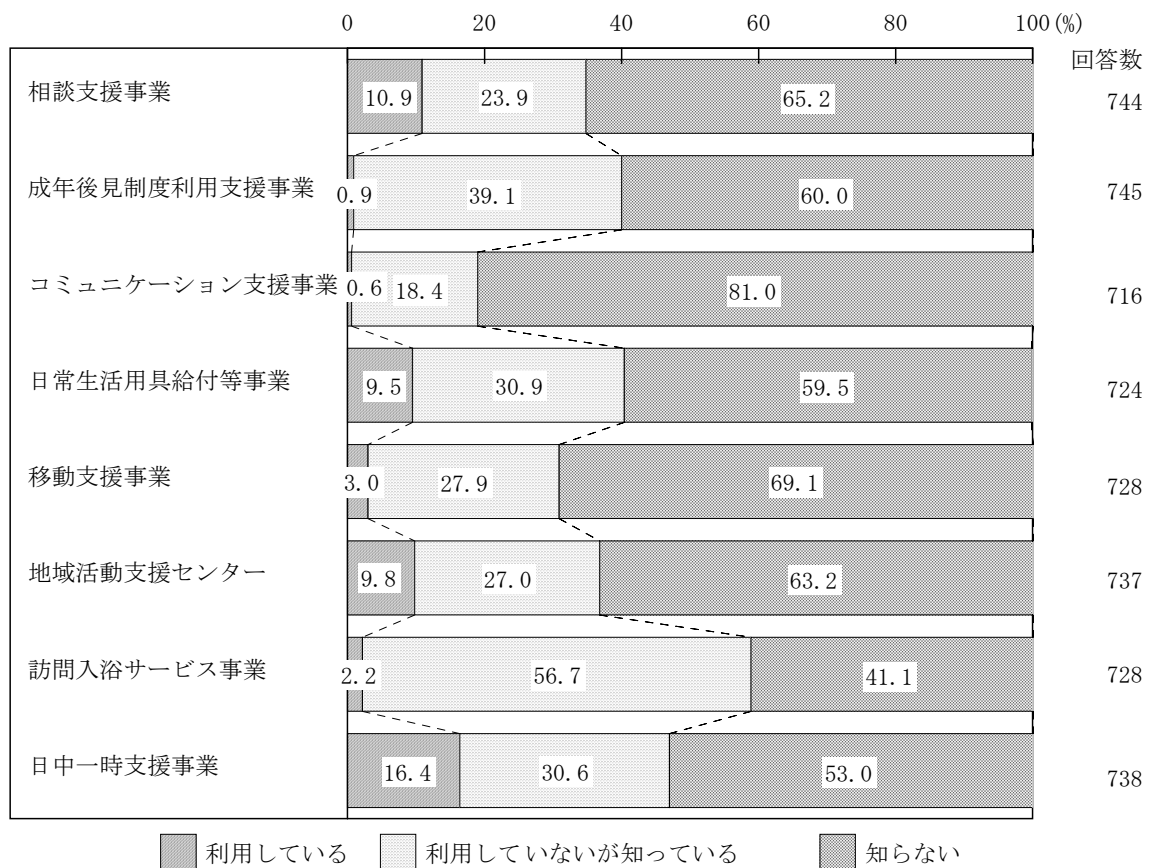


4 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業の利用度・周知度

調査対象の8事業のうち、「利用している」が最も高いのは、日中一時支援事業（16.4%）です。「知らない」は、コミュニケーション支援事業（81.0%）、移動支援事業（69.1%）などが高い率を占めていますが、これらはサービス利用者が限定されているためと考えられます。しかし、サービスは知らないと利用できない可能性が高くなりますから、情報提供に努めていく必要があります。

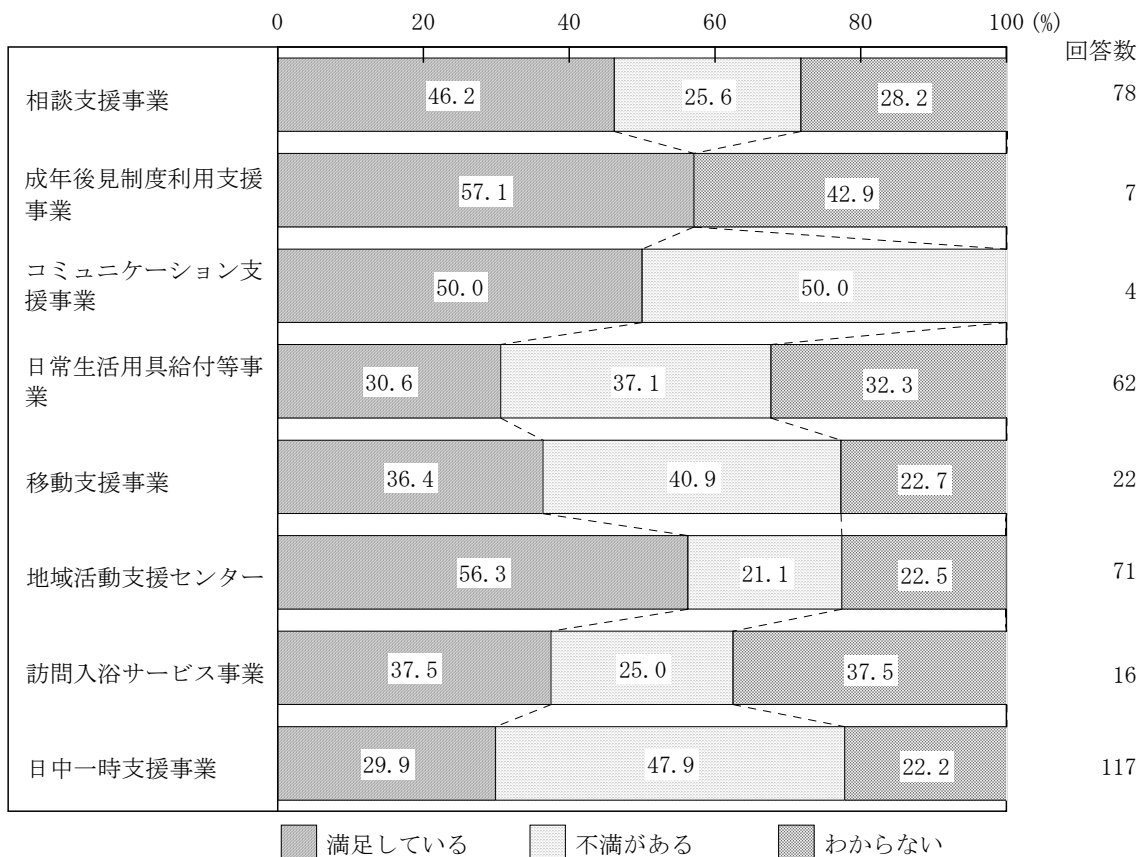
図8-8 地域生活支援事業の利用度・周知度



(2) 地域生活支援事業の満足度

図8-9は、それぞれの地域生活支援事業の利用者の満足度をみたものです。成年後見制度利用支援事業やコミュニケーション支援事業のように利用者が極端に少ないものを除けば、「満足している」が高いサービスとして地域活動支援センター、「不満がある」が高いサービスとして日中一時支援事業があげられます。

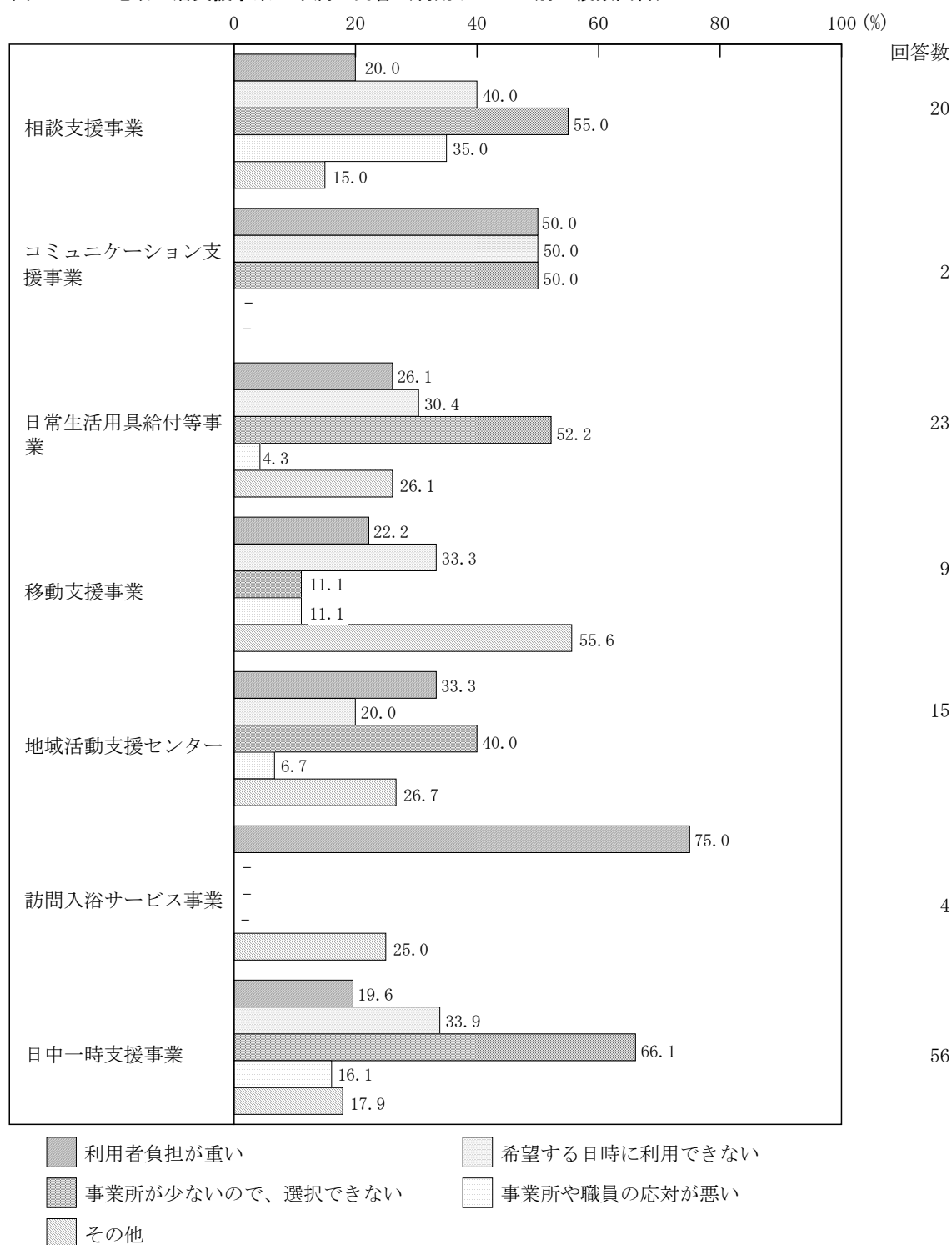
図8-9 地域生活支援事業の満足度（利用サービス別）



(3) 地域生活支援事業の不満の内容

図8-10は、それぞれの地域生活支援事業の利用者で、サービスに対して「不満がある」と答えた人の不満の内容です。相談支援事業、日常生活用具給付等事業および日中一時支援事業の「事業所が少ないので、選択できない」が高くなっています。

図8-10 地域生活支援事業の不満の内容（利用サービス別・複数回答）

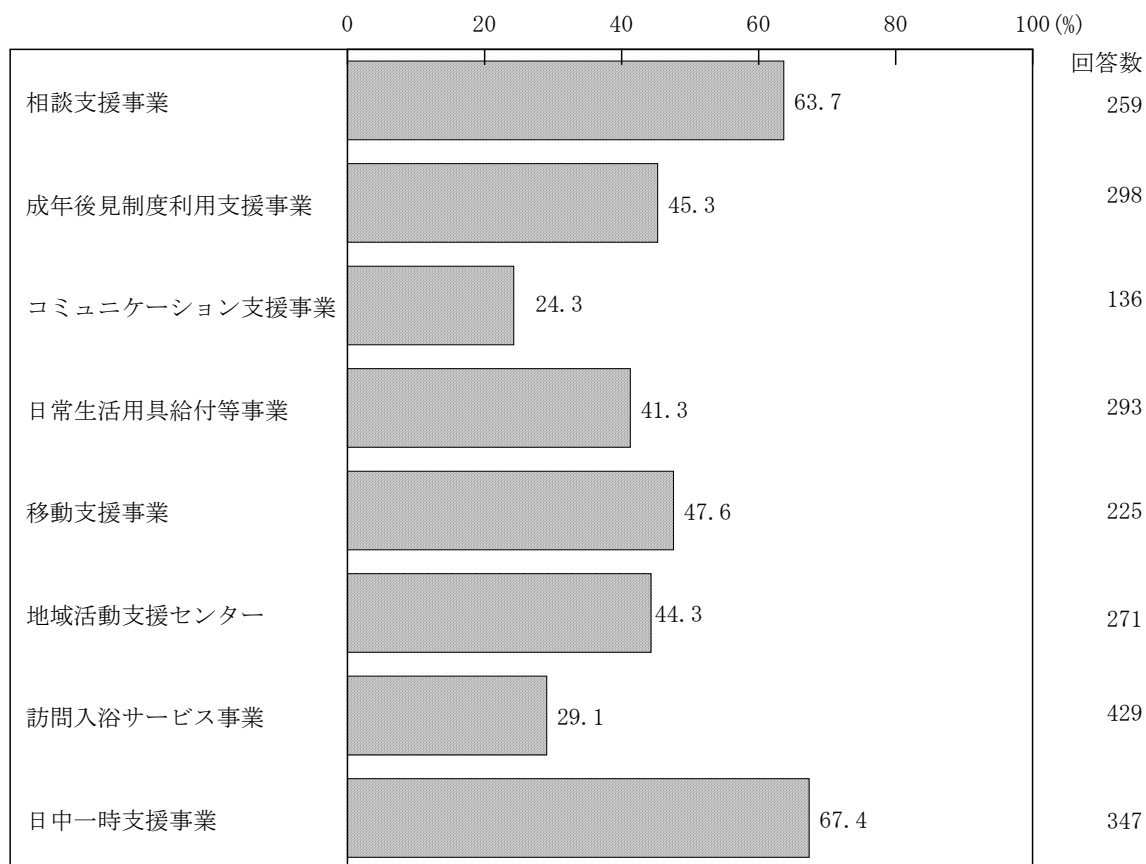


(注) 成年後見制度利用支援事業は、「不満がある」と答えた人がいない。

(4) 充実すべき地域生活支援事業の種類

図8-11は、地域生活支援事業について「利用している」「利用していないが知っている」と答えた人が、地域で暮らしていく上で充実するといいい地域生活支援事業と答えた率です。日中一時支援事業（67.4%）および相談支援事業（63.7%）が高い率を示しています。コミュニケーション支援事業（24.3%）および訪問入浴サービス事業（29.1%）は低率となっていますが、この2事業は利用者が限定されるためと考えられます。

図8-11 充実すべき地域生活支援事業の種類（サービスを知っている人・複数回答）

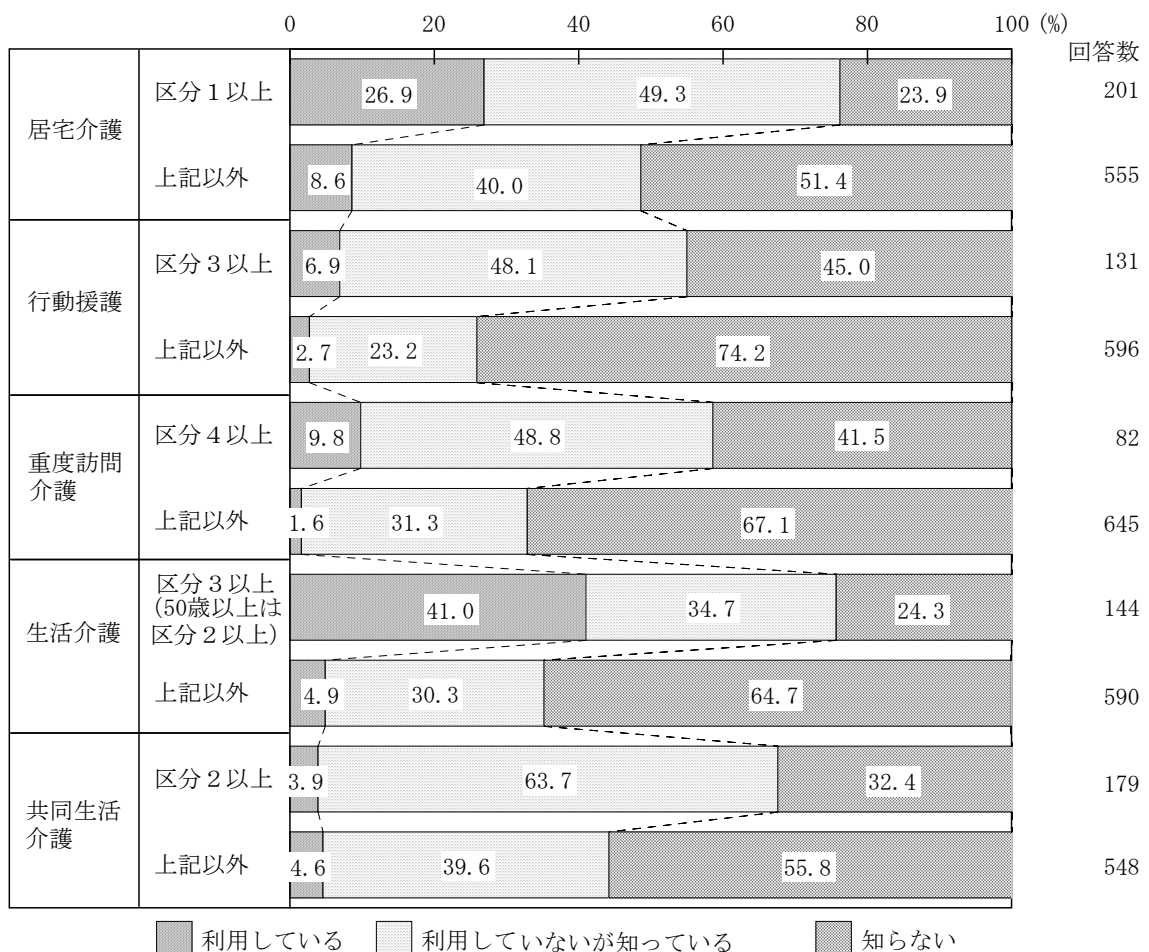


5 おわりに

(1) サービスの周知度

障害福祉サービスや地域生活支援事業については、利用者が限定されているものがあります。図8-12は、障害福祉サービスの介護給付のうち、利用者の障害程度区分が限定されている居宅介護、行動援護、重度訪問介護、生活介護および共同生活介護について、利用区分該当者とそうでない人の比較をしたものです。当然のことながら、「上記以外」で「利用している」と答えている人は、そのサービスが利用できないので、誤って記入されたと考えられます。「利用している」と「利用していないが知っている」の合計は、利用区分該当者がかなり上回っています。しかし、重度訪問介護の利用区分該当者の「知らない」が41.5%もあるなど、サービスが十分知られているとは言えません。平成15年度に支援費制度が施行され、平成18年度からは障害者自立支援法に変更されるというように、目まぐるしく変わる制度に当事者の多くがついていけない実態が垣間見えます。特に、サービス名に継続性がないことが周知度の低さにつながっていると考えられます。

図8-12 利用区分が限定されている介護給付の利用度・周知度



(2) サービスの満足度

障害福祉サービスのうち、児童デイサービスおよび短期入所については、利用者の「不満がある」が40%を超えています（86頁参照）。その不満の理由としては、児童デイサービス・短期入所とも「サービス量（日数・時間数）が少ない」を70%以上の利用者があげており、次いで「事業所が少ないので選択できない」を40%前後の利用者があげています（87頁参照）。この二つのサービスの提供日数等については、意見・要望欄に多くの記入がありました。

地域生活支援事業では、日中一時支援事業の利用者の「不満がある」が47.9%と高率となっています（90頁参照）。その不満の理由としては、「事業所が少ないので、選択できない」が66.1%もあります（91頁参照）。

第3期障害福祉計画は、上記のサービスの充実を図るのはもちろんのこと、上記以外のサービスについても、この調査結果を踏まえて策定する必要があります。

第3 富山市障害者自立支援協議会

1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、富山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (5) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会は20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第7条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第8条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

2 富山市障害者自立支援協議会委員名簿

(17名)

委嘱区分	氏名	役職名
学識経験者	宮田 伸朗 (会長)	富山国際学園理事
	野村 忠雄	医師(身体) 富山県高志リハビリテーション病院長
	本田 万知子	医師(知的・精神) 富山県心の健康センター嘱託医
福祉・保健事業等の関係者	野尻 昭一 (副会長)	富山市社会福祉協議会会長
	菊川 祐介	富山市民生委員児童委員協議会会長
	高井 秀雄	富山市自治振興連絡協議会副会長
障害者施設の代表者	窪田 喜代嗣	高志療護ホーム施設長
	高木 英範	セーナー苑苑長
	金子 かつよ	社会福祉法人フレンドリー会 理事
	澤田 和秀	社会福祉法人秀愛会 理事長
障害者団体の代表者	堀 恵一	富山市身体障害者福祉協議会会長
	服部 隆則	富山市手をつなぐ育成会会長
	寺田 秀雄	富山市精神障害者家族会等連絡会委員
教育・雇用機関の代表者	阿部 美穂子	富山大学人間発達科学部准教授
	松井 浩透	サクラボックス(株) 経営管理部部長
	藤永 敦也	支援学校保護者
その他	岩本 由美子	東部・山室地域包括支援センター

第4 第3期富山市障害福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成23年6月16日 ～平成23年6月30日	サービス利用者のニーズ把握のためのアンケート調査実施
平成23年10月25日	平成23年度第1回富山市障害者自立支援協議会 ○アンケート調査結果について
平成23年12月19日	平成23年度第2回富山市障害者自立支援協議会 ○第3期富山市障害福祉計画（案）について ・ 数値目標について ・ 第3期計画のサービス見込量と見込量の確保策について等
平成24年1月13日 ～平成24年1月31日	パブリックコメントの実施
平成24年2月20日	平成23年度第3回富山市障害者自立支援協議会 ○第3期富山市障害福祉計画（案）について ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画の修正について

第3期富山市障害福祉計画

発行年月	平成24年3月
発行	富山市 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 Tel 076-431-6111 (代)
編集	福祉保健部 障害福祉課

本計画書は再生紙を使用しています。